

史跡水子貝塚保存活用計画



令和5年3月
富士見市教育委員会

史跡水子貝塚保存活用計画

令和5年3月

富士見市教育委員会

はじめに

富士見市は、緑地や湧水などの自然環境に恵まれ、古より人々の生活の舞台として利用されてきました。市内には、その営みを現在に伝える数多くの遺跡が残されています。特に、10カ所以上の遺跡において縄文時代前期の貝塚が確認されており、中でも最大規模を誇るのが水子貝塚です。

水子貝塚は、70カ所以上の小貝塚が環状に分布することが大きな特徴です。当時の集落の規模や形態を推測できる遺跡として学術上価値が高く、保存状態も良好であることから、昭和44年9月に国史跡に指定されました。昭和45年度から史跡指定地の公有地化に着手し、平成3年度から3カ年計画で実施した史跡整備工事を経て、平成6年6月に水子貝塚公園として開園いたしました。

開園以来、歴史学習や憩いの場として多くの方々に利用されてきましたが、このたび将来の再整備を見据えつつ、今後も適切な状態で保存管理し、観光資源や地域資源として積極的に活用するため、「史跡水子貝塚保存活用計画」を策定いたしました。これからも多くの人々に親しまれ、楽しい学びの場として愛される存在となるよう計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会の委員各位をはじめ、ご指導・ご助言をいただきました文化庁及び埼玉県教育局並びに貴重なご意見をいただきました市民及び関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和5年3月

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

例 言

- 1 本書は、埼玉県富士見市大字水子に所在する史跡水子貝塚の保存活用計画です。
- 2 本計画は、令和4年度に「富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会」に諮問し、審議の上、富士見市教育委員会が策定しました。
- 3 本計画の策定に関わる事務は、富士見市立水子貝塚資料館が担当しました。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の指導・助言を得ました。

目 次

はじめに

例言

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	委員会の設置	2
第4節	市の計画との関係	3

第2章 史跡の環境

第1節	地理的環境	5
第2節	歴史的環境	7
第3節	都市的環境	18

第3章 史跡の概要

第1節	史跡の立地と環境	20
第2節	史跡指定に至る調査	20
第3節	史跡の指定と公有地化	36
第4節	史跡の整備計画	39
第5節	史跡の整備と活用	43
第6節	管理と活用の経過	49

第4章 史跡の本質的価値

第1節	史跡としての価値	53
第2節	史跡公園としての価値	55
第3節	都市公園としての価値	56

第5章 史跡の現状と課題

第1節	保存の現状と課題	57
第2節	活用の現状と課題	58
第3節	整備の現状と課題	60
第4節	管理運営の現状と課題	68

第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

第1節	計画の方向性	69
第2節	基本方針	69

第7章 史跡の保存と管理

第1節	保存の方向性	70
第2節	保存の具体的な取組	70
第3節	現状変更の取扱基準	71
第4節	管理の方向性	73
第5節	管理の具体的な取組	73

第8章 史跡の活用

第1節	活用の方向性	74
第2節	活用の具体的な取組	74

第9章 史跡の整備

第1節	整備の方向性	76
第2節	整備の具体的な取組	76

第10章 史跡の運営

第1節	運営の方向性	79
第2節	運営の具体的な取組	79

第11章 実施計画

第12章 経過観察

資 料

- 富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例
- 史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会設置要綱
- 富士見市歴史の広場条例・施行規則
- 富士見市立資料館条例・施行規則
- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

水子貝塚は、縄文時代前期に最高位に達したといわれる縄文海進の時代に、内陸部に形成された代表的な貝塚であり、当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好であることから昭和44年（1969）9月に国史跡に指定されました。

富士見市では、水子貝塚を保存し、後世に継承するとともにまちづくりに活かすため、指定の翌年度から土地の公有地化を開始し、昭和54年（1979）に保存管理計画を、昭和59年（1984）に保存整備基本計画を策定しました。

平成3年（1991）からは3カ年計画で、国庫補助事業「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）」の採択を受けて環境整備工事を実施し、平成6年（1994）6月に「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」として供用を開始しました。

平成10年（1998）には史跡隣接地に考古館を移転し、史跡と自然、資料館が一体となった野外博物館的な施設として管理運営を行っています。

現在、水子貝塚公園・資料館は、歴史学習と憩いの場として多くの来園者があります。一方、供用を開始してから28年が経過し、園路や復元住居の修理工事などを随時行いながら施設の維持管理につとめていますが、経年の変化により施設の劣化、樹木の高木化、展示内容の固定化などの課題も浮上しています。

そこで、水子貝塚を適切な状態で保存管理し、後世に残していくとともに観光資源や地域資源として積極的に活用するため、将来の再整備を見据えた保存活用計画を新たに策定することとしました。

第2節 計画策定の目的

少子高齢化・都市化などを背景とする地域の文化財の滅失や散逸を防止し、地域社会総がかりで継承に取り組み、観光やまちづくりなどに活用するなど、計画的な保存・活用を促進するために、平成31年4月に文化財保護法が改正されました。これにより、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定でき、市町村は地域内の文化財の保存・活用に関する総合的な計画と国指定重要文化財等の個別の保存・活用計画を作成し、国の認定を申請することができるようになりました。

本計画は、水子貝塚の本質的価値を改めて認識し、公園として供用を開始してから28年が経過した現状の課題を整理した上で、より良好な状態で未来へ継承するための保存、整備、管理、そして周辺環境や文化遺産も含んだ地域資源、観光資源として活用をすすめるための方向性と具体的な取組を定めることを目的とします。

第3節 委員会の設置

計画策定にあたり、水子貝塚の保存、整備及び活用に係る審議会として、「富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例」を令和4年4月に施行しました。本委員会は、本計画のみならず今後予定している整備基本計画や整備基本設計をはじめ、教育委員会の諮問に応じて各計画等を審議する組織として再整備の完了まで設置します。

本委員会は、考古学などの学識経験者と関係市民によって構成し、指導・助言者として文化庁文化財第二課及び埼玉県教育委員会も同席しました。委員名簿及び会議記録は以下のとおりです。

■富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会

(任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日)

氏名	所属等
阿部 芳郎	明治大学文学部教授
岩村 沢也	淑徳大学経営学部教授
佐々木 由香	金沢大学古代文明・文化資源学研究所特任准教授
大島 仁	富士見市立水谷小学校長
佐々木 眞理子	富士見市文化財審議会議長
井上 麻美子	水子貝塚資料館市民学芸員
鈴木 光男	地域団体「ふれあいTAP」代表
古澤 立巳	公募市民

■オブザーバー（指導・助言）

氏名	所属等
浅野 啓介	文化庁文化財第二課
尾崎 沙羅	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課

■会議記録

期日	議事内容
令和4年9月7日	史跡水子貝塚保存活用計画（案）について
令和4年11月9日	史跡水子貝塚保存活用計画（案）について
令和5年3月3日	史跡水子貝塚保存活用計画（案）について

富士見市第6次基本構想などの行政計画との整合や関係部局との連絡・調整のために、「史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会」を設置しました。

また、市民から意見を募集するパブリックコメントを令和5年2月に実施しました。



図1 第1回史跡水子貝塚保存整備委員会



図2 現地視察

第4節 市の計画との関係

本市では、水子貝塚を重要な歴史・文化資産として保存・継承し、地域資源として活用を推進するために、各種計画に位置付けています。

上位計画である「富士見市第6次基本構想 第1期基本計画」や「第3次富士見市教育振興基本計画」、関連計画である「第3次富士見市生涯学習推進基本計画」「富士見市都市計画マスタープラン」などとの整合を図りながら計画を進めます。

①富士見市第6次基本構想 第1期基本計画（令和3年度～令和7年度）

分野9 文化芸術・文化財

基本政策 14 地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる

14-3 文化財の活用

市民が郷土の歴史、文化をまちの魅力と感じられるように、文化財の活用事業を充実します。

【主な取組】歴史公園・資料館施設の活用

②第2期富士見市キラリと輝く創生総合戦略（令和3年度～令和7年度）

基本目標B 「暮らし」にやさしい富士見市～選ばれるまちとなるために～

基本施策2 地域の魅力を感じ暮らせるまち

取組① 公園・湧水の活用

公園や湧水を本市の貴重な地域資源と捉え、その活用を進め、市の魅力向上を目指します。

【具体的な取組事業】水子貝塚公園や難波田城公園等、特色ある公園の活用

③第3次富士見市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標4 郷土遺産の継承

○文化財の保存と活用

○水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実

④第3次富士見市生涯学習推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

基本目標② 地域資源や地域の人材を活かした生涯学習をすすめます

ア 地域資源を活かした生涯学習の提供

水子貝塚資料館・難波田城資料館で実施する各種事業の充実

⑤富士見市文化芸術振興基本計画（平成26年度～令和5年度）

基本目標1 「育む」 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。

施策の柱4 地域の文化資源の活用と継承

基本目標2 「繋ぐ」 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。

施策の柱1 公民館や交流センター、資料館、図書館などを活かした地域での文化芸術活動の充実

⑥富士見市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和23年度）

第1章 全体構想

第1節 まちづくりの理念と都市計画の目標

3 目指すべき都市像

自然・交流拠点

- ・難波田城公園、水子貝塚公園など市民や周辺都市の住民が自然や歴史などをはじめとした地域資源とふれあい、交流を促進する拠点を形成します。

第2節 分野別方針

4 水と緑の方針

①水と緑の軸の形成

- ・水子貝塚公園、難波田城公園、新河岸川、榛名神社などを鎌倉道や花の道などでつなぎ、自然資源や歴史資源を巡る散策路として維持・活用します。

第2章 地域別構想

5 水谷地域

④水と緑の方針

- ・水子貝塚公園など既存公園の適切な維持・管理を行います。
- ・水子貝塚公園などの歴史性を有する公園の活用を進めます。

⑦富士見市シティプロモーション戦略

基本政策 富士見市のファンが増え、賑わいが生まれる

基本施策 インナープロモーションにより、市民の愛着を醸成

1 市のイメージアップ

水子貝塚公園や難波田城公園、びん沼自然公園や湧水などの地域資源に加え、地域に埋もれている新たな資源の発掘と活用により、市のイメージアップを図ります。

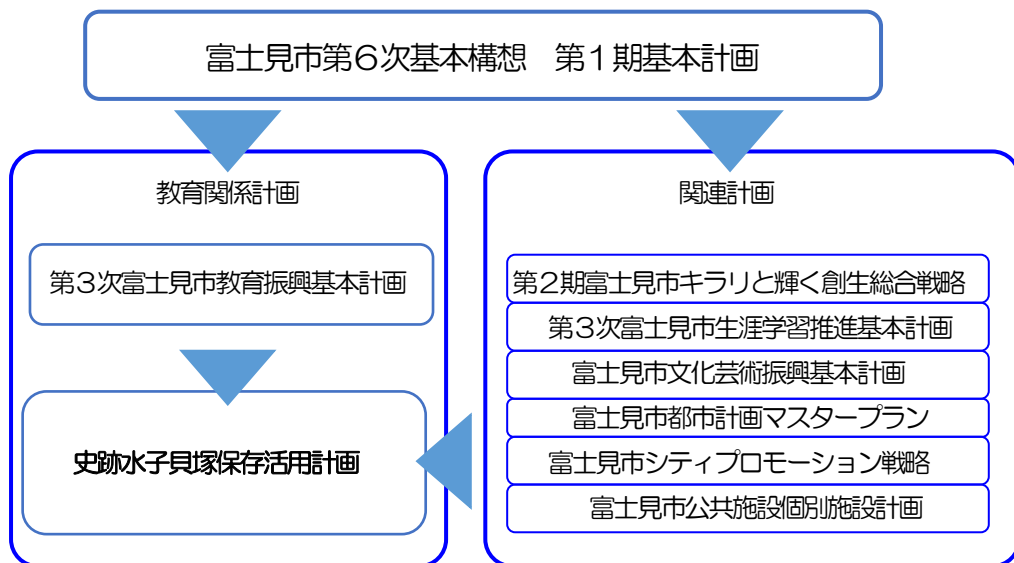


図3 富士見市の計画と関係性

第2章 史跡の環境

第1節 地理的環境

富士見市は埼玉県南部に位置し、規模は東西約7.0 km、南北6.8 km、面積は約19.77 k m²で、東は荒川を境にしてさいたま市と、南は柳瀬川を境にして志木市と、北はふじみ野市、川越市と、西は三芳町と接します。

富士見市の地形は、東部が標高5 m前後の荒川低地、西部が標高20 m前後の武蔵野台地からなります。低地部には市内のほぼ中央を縦断するように新河岸川が流れ、その流域には自然堤防が発達しています。台地縁辺部は、新河岸川に向かう富士見江川、権平川、砂川堀といった小河川や湧水によって大小の谷がいくつも刻まれる複雑な地形をしています。

水子貝塚は、富士見市の南部、武蔵野台地水子支台に位置しています。



図4 関東地方の地形と富士見市の位置



図5 富士見市の位置



図6 富士見市の範囲

第2節 歴史的環境

1 富士見市の歴史

・原始・古代

市内には多くの遺跡が存在しますが、そのほとんどは日当たりが良く、水の得やすい台地縁辺部に連なるように分布しています。

市内最古の遺跡としては谷津遺跡があり、旧石器時代の約 35,000 年前の石器が出土しています。

縄文時代の遺跡は、水子貝塚をはじめ、八ヶ上遺跡（草創期）、打越遺跡（早期～後期）、羽沢遺跡（中期）、松ノ木遺跡（中期）、栗谷ツ遺跡（早～中期）など市内各所に多数存在します。羽沢遺跡出土の獣面装飾付土器を含む 10 点の土器は、埼玉県指定有形文化財となっています。

弥生時代後期から古墳時代前期の遺跡は、南通遺跡や北通遺跡をはじめ柳瀬川流域の低地に面した台地上に集中して認められるようになります。台地上に集落を営み、低地で水稻耕作を行っていたようです。また、低地の自然堤防上にも集落が営まれるようになり、この頃から低地部の開発が本格化したようです。北通遺跡の方形周溝墓から出土した鉄剣、ガラス玉、土器が市指定有形文化財となっています。

古墳時代中・後期になると遺跡は少なくなり、水谷地域に小規模な集落が存在するのみとなります。古墳は、渡戸地区にかつて貝塚山古墳があり明治時代に調査され、鉄刀が出土しています。また、水谷地区の氷川前遺跡と観音前遺跡からは、円墳の周溝が発見されています。

奈良時代に律令国家が成立すると、当市の地域は武蔵国入間郡に属しました。奈良・平安時代の遺跡は、市内各所に点在していますが、水谷地域の東台遺跡以外には大規模な集落は存在しません。

・中世

遺跡では、埼玉県指定旧跡難波田氏館跡（難波田城跡）が良く知られており、現在は難波田城公園として整備されています。中世の代表的な資料である板碑は、勝瀬・護国寺や南畑新田・慈光院跡の市指定有形文化財の大型板碑をはじめ市内各所に存在しており、市内の古寺、古社もこの頃の創建とされています。また、通称「鎌倉道」といわれる所沢方面とさいたま市方面を結ぶ古道が柳瀬川流域の崖線に残っています。

史料では、戦国時代の「市場祭文」に水子の地名をみることができ、永禄 2 年（1559）に後北条氏が作成した「小田原衆所領役帳」には、大窪、勝瀬、鶴間、難波田、水子といった現在も残る市内の地名が記録されています。

・近世

寛永 17 年（1640）の川越東照宮の再建資材の運搬をきっかけに新河岸川の舟運が開始され、市内にも 6 カ所の河岸場が設置されました。それによって、江戸と川越を結ぶ江戸道のほかに周辺の村々と河岸場を東西に結ぶ河岸道も整備されました。

当時の市域は、台地部の鶴馬村、勝瀬村、水子村、針ヶ谷村、低地部の大久保村、上南畑村、下南畑村、南畑新田にわかれていました。江戸時代の地誌「新編武蔵風土記稿」には、各村の戸数は鶴馬村 280 戸、勝瀬村 88 戸、水子村 59 戸（259 戸の誤り）、

針ヶ谷村 30 戸、大久保村 140 戸、上南畑村 150 戸、下南畑村 200 戸、南畑新田 59 戸と記されています。

・近代から現代

明治 22 年 (1889)、町村制の施行により町村合併が進められました。鶴馬村と勝瀬村が合併し鶴瀬村に、大久保村、上南畑村、下南畑村、南畑新田が合併し南畑村に、水子村と針ヶ谷村が合併し水谷村になりました。当時の各村の規模は、鶴瀬村が 403 戸、2,459 人、水谷村が 315 戸、1,843 人、南畑村が 541 戸、3,371 人でした。

大正 3 年 (1914)、東上鉄道の池袋・川越間が開通し、鶴瀬駅が開設されました。以後、鉄道が主要輸送手段として発展し、新河岸川の舟運は衰退することになりました。

昭和 31 年 (1956) に 3 村が合併し、富士見村となりました。翌年には日本住宅公団鶴瀬第 1 団地への入居が始まり、宅地開発が本格化しました。昭和 31 年に約 11,000 人だった人口も昭和 46 年 (1971) には約 54,000 人に達し、昭和 39 年 (1964) の町制施行を経て、昭和 47 年 (1972) には富士見市が誕生しました。

昭和 52 年 (1977) にはみずほ台駅が、平成 5 年 (1993) にはふじみ野駅が開設されました。同時に駅周辺の大規模な土地区画整備事業も実施され、都市的な街並みへと姿をかえました。現在の市の人口は、約 113,000 人を数えるに至っています。

2 縄文海進時の環境

荒川低地は標高 4～6 m の沖積地ですが、約 20,000 年前の最終氷期の頃は荒川と利根川を合わせた古期利根川が流れており、その谷底面は現地表から約 40m 下だったと推定されています。氷期の終焉による海面上昇により、この溪谷に海水が侵入し「古入間湾」となりました。最奥部は川越市、上尾市周辺にまで達しました。これがいわゆる「縄文海進」で、約 8,000 年前に海水準の上昇がゆるやかになると、古期利根川の堆積作用で水深が浅くなることで干潟が発達し、台地から注ぐ小河川や湧水により汽水域を形成しました。

富士見市周辺に海が存在し貝塚が残される縄文時代早期の終末から前期後半 (約 7,500 年前～約 6,000 年前) の遺跡のあり方から、海進時の環境の変遷を辿ってみます。埼玉県内にはこの頃の貝塚が約 100 カ所確認されていますが、そのうち 14 カ所が富士見市内に存在します。

縄文時代は、縄文土器の形や模様の変化から草創期、早期、前期、中期、後期、晩期の大きく 6 期に区分されています。時間的・空間的にまとまりがある特徴的な縄文土器を「型式」として分類しています。型式名称は、その土器が発掘された遺跡名をとって付けられます。型式を時系列に沿って並べたものを編年といい、実年代がよくわからない縄文時代では、遺跡の時期の決定などに使用されています。

前期の編年は、古い方から^{はなづみかそう}花積下層式、^{せきやま}関山式、^{くろはま}黒浜式、^{もろいそ}諸磯式、^{じゅうさんぼだい}十三菩提式に区分されています。

・縄文時代早期終末 (約 7,500 年前)

縄文時代早期終末の遺跡として、^{おっこし}打越遺跡、山室遺跡、谷津遺跡、宮廻遺跡、水子貝塚に隣接する氷川前遺跡があります。

打越遺跡では、竪穴住居跡が 58 軒発掘されており、このうち 1 軒は貝塚を伴っていました。土坑（地面に掘った穴）も 30 基見つかり、このうち 4 基は貝塚を伴っていました。発掘調査されてから 40 年以上経過していますが、この規模を上回る当該期の遺跡は関東地方では見つかりません。また、打越遺跡から出土した特徴的な土器は「打越式土器」と命名されています。

山室遺跡では貝塚を伴う竪穴住居跡 2 軒、谷津遺跡では貝塚を伴う竪穴住居跡 1 軒、氷川前遺跡では竪穴住居跡 2 軒と貝塚を伴う土坑 1 基が見つかりました。

宮廻遺跡は、他の遺跡が標高 18m 前後の台地上にあるのに対して、標高 7m の微高地にあります。竪穴住居跡が 8 軒確認されていますが、貝塚はありませんでした。

この時期の貝塚の特徴は、規模が小さく、主体となるヤマトシジミも小型であることがあげられます。

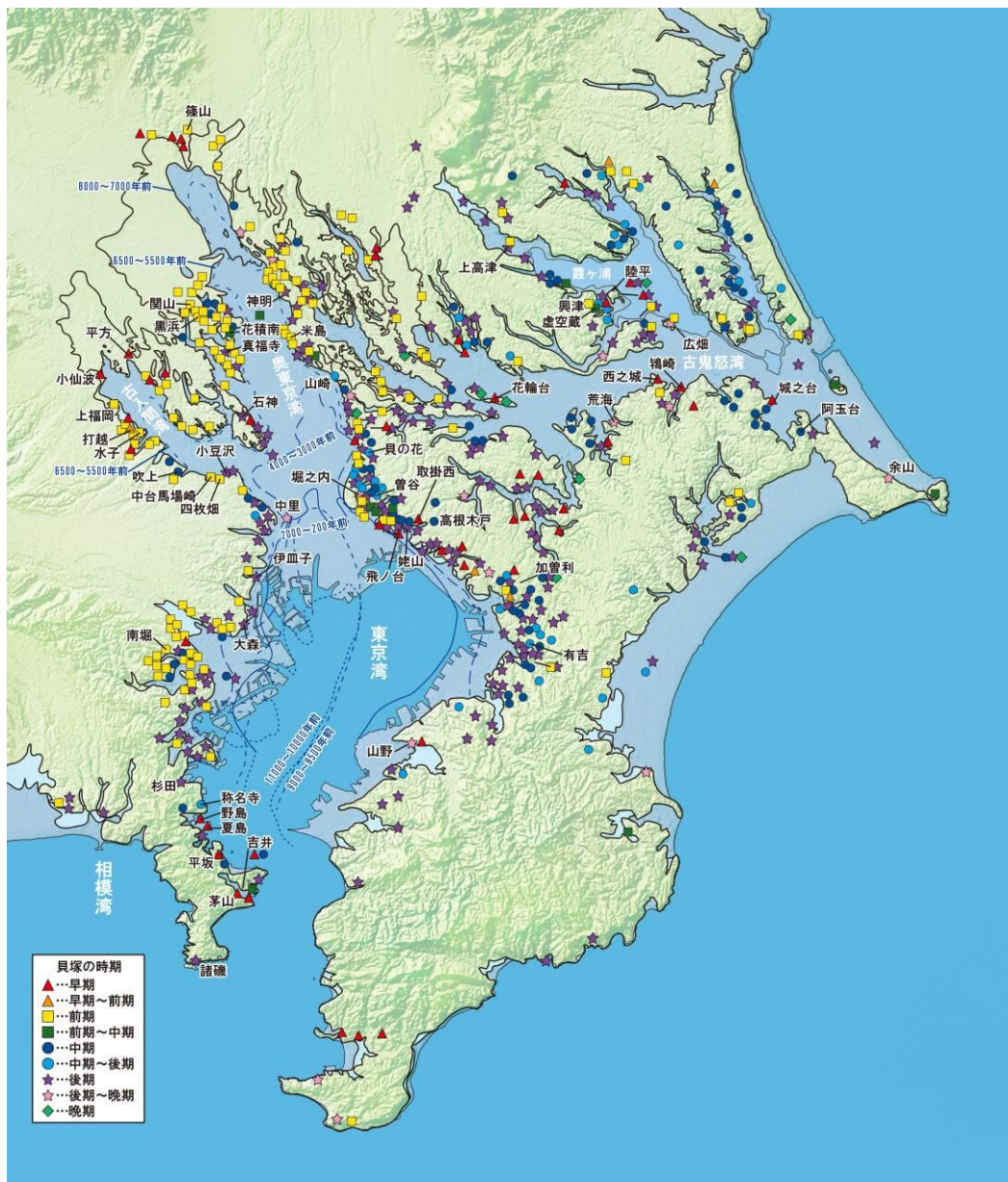


図7 関東地方の縄文時代の貝塚の分布



ふじみ野市

- 1 川崎遺跡
- 2 上福岡貝塚
- 3 長宮遺跡
- 4 鷺森遺跡

富士見市

- 5 宮廻遺跡
- 6 貝塚山遺跡
- 7 山室遺跡
- 8 平塚遺跡
- 9 殿山遺跡
- 10 黒貝戸遺跡
- 11 宮脇遺跡
- 12 谷津遺跡
- 13 御庵遺跡
- 14 山崎遺跡
- 15 打越遺跡
- 16 松山遺跡
- 17 八ヶ上遺跡
- 18 水子貝塚・氷川前遺跡
- 19 栗谷ツ遺跡
- 20 北通遺跡
- 21 南通遺跡

志木市

- 22 城山遺跡
- 23 新邸遺跡
- 24 西原大塚遺跡

年代	遺跡名 編年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		川崎	上福岡	長宮	鷺森	宮廻	貝塚山	山室	平塚	殿山	黒貝戸	宮脇	谷津
7500年前	早期末					○		●					●
7000年前	花積下層式期	○					●						
6500年前	関山式期	●	●	○					○	●			
6300年前	黒浜式期	○	●			○				●	●	●	○
6000年前	諸磯式期	○			○	○							

遺跡名 編年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	御庵	山崎	打越	松山	八ヶ上	水子	栗谷ツ	北通	南通	城山	新邸	西原
早期末			●			○						
花積下層式期			●									
関山式期	●		●	●				●	●			
黒浜式期	○		●	●	●	●	●				●	○
諸磯式期		○				○			○	●		

●貝塚あり ○貝塚なし ※水子貝塚には隣接する氷川前遺跡を含む

図8 富士見市周辺の縄文時代早期終末から前期後半の遺跡の分布



図9 打越式土器（富士見市指定有形文化財）

・縄文時代前期初頭花積下層式期（約7,000年前）

花積下層式期の住居跡が確認されている遺跡はまばらです。富士見市では、打越遺跡で41軒発掘されており、うち3軒が貝塚を伴っていました。ただし、この時期の貝塚は少量で、主体となるヤマトシジミも2cm程度と小型です。その他に貝塚山遺跡で5軒の住居跡が確認されています。近隣では、ふじみ野市川崎遺跡、新座市池田遺跡、和光市白子宿上遺跡・市場峡遺跡などがありますが、いずれも1～3軒程度と小さな集落です。



図10 花積下層式期の遺跡の分布



図11 打越遺跡の花積下層式期の竪穴住居と貝塚

・縄文時代前期前半関山式期（約 6,500 年前）

関山式の古段階にあたる二ツ木式期の遺跡は、富士見市打越遺跡以外には目立った遺跡が存在しません。打越遺跡は花積下層式期から継続していると思われます。次の関山Ⅰ式期には、打越遺跡、北通遺跡、平塚遺跡、ふじみ野市上福岡貝塚などで住居跡が発掘されています。遺跡数は増加しますが、打越遺跡、北通遺跡以外の遺跡は1～2軒程度の規模にすぎません。関山Ⅱ式期になると集落や貝塚が急激に増加していきます。打越遺跡、北通遺跡に御庵遺跡や殿山遺跡、南通遺跡などを加え7遺跡に増加します。

打越遺跡は、関山式期の竪穴住居跡が63軒確認されています。内訳は、二ツ木式・関山Ⅰ式期44軒、関山Ⅱ式期13軒、Ⅰ式かⅡ式か半別できないもの6軒となっています。そのうち20軒の竪穴住居に貝塚が残されていました。二ツ木式・関山Ⅰ式期の竪穴住居跡は台地全域に広がりを見せますが、関山Ⅱ式期の竪穴住居跡は台地の東側に偏る傾向がうかがえます。

御庵遺跡は、富士見江川とその支流である権平川によって区画された標高約20mの舌状台地上に位置しています。これまでの調査で、関山Ⅱ式期の竪穴住居跡が10軒以上確認されており、そのうち5軒は貝塚を伴っています。黒浜式期の竪穴住居跡も1軒ありますが、貝塚はありませんでした。

北通遺跡では関山Ⅰ式期6軒、関山Ⅱ式期3軒、南通遺跡では関山Ⅱ式期5軒の竪穴住居跡が見つっています。

長宮遺跡は、武蔵野台地と荒川低地の中間にあたる標高9～10mの微高地に位置しています。これまでの調査で15軒の関山Ⅱ式期の竪穴住居跡が発掘されています。立地的に海に近いはずですが、貝塚をまったく伴わないという特徴が認められます。



図12 関山式期の遺跡の分布



図13 打越遺跡の竪穴住居跡と貝塚



図14 御庵遺跡の竪穴住居跡と貝塚

・縄文時代前期中頃黒浜式期（約 6,000 年前）

この時期になると遺跡はさらに増加します。関山式期には台地縁部に集中していた集落が、この時期になると古入間湾に流れ込む河川に沿って内陸部にも認められるようになります。貝塚は、八ヶ上遺跡のように河口から奥に入った場所にも残されています。黒浜式期の古い段階の集落は宮廻遺跡がありますが、集落数が増加するのは中頃からです。水子貝塚や上福岡貝塚のように貝塚が環状に分布する大規模な遺跡がみられるようになる反面、内陸部の遺跡は、竪穴住居跡が5軒未満の小規模で短期的な集落です。

殿山遺跡は、富士見江川左岸の標高約 18mの舌状台地に位置しています。関山Ⅱ式期3軒、黒浜式期14軒の竪穴住居跡が調査されています。

宮廻遺跡は標高約7mの微高地上に位置しています。6軒の竪穴住居跡が調査されていますが、貝塚はありません。

上福岡貝塚は、新河岸川を臨む標高約16mの武蔵野台地の東縁に位置しています。昭和12年（1937）に陸軍造兵廠福岡工場の建設の際に発見されました。貝塚は北側4カ所と南側20カ所の計24カ所が確認され、南側のものは環状に分布していました。調査されたのは北側の2カ所と南側の5カ所の計7カ所で、貝塚の下には竪穴住居跡が存在しました。調査の結果、北側4カ所は関山Ⅰ式からⅡ式期、南側の環状貝塚は黒浜式期のものでした。また、平成19年（2007）の発掘調査では、南側で貝塚を伴う2軒の竪穴住居跡が確認されています。

この時期の最大規模の貝塚が水子貝塚です。水子貝塚では、環状に分布する76カ所の貝塚の存在が確認されており、他の遺跡と比較しても群を抜いた存在であることがわかります。



図15 黒浜式期の遺跡の分布



図16 殿山遺跡の竪穴住居跡



図17 宮廻遺跡の竪穴住居跡

3 水子貝塚周辺の文化財等

水子貝塚から柳瀬川沿いの台地上は、古来より人々の生活の舞台となり、それを象徴する文化財が残されています。

①打越遺跡

旧石器、弥生、古墳、奈良、室町・戦国の各時代の遺跡で、富士見市を代表する遺跡です。

②神井戸

かつては豊富な水量を誇った湧水のひとつで、生活用水として利用されていました。傍らには地域の人々によって祀られた江嶋神社と弁財天があります。

③氷川神社

水子上組の氏神で、高さ1mほどの小さな富士塚があります。

④甲子大黒天灯籠

大黒天の信仰に基づく美しい灯籠です。

⑤大應寺

水光山不動院と号する真言宗智山派の寺院で、建立年代は不明ですが中世までさかのぼると考えられています。山門は立派な構えの鐘楼門で、歴史を感じさせます。

⑥水宮神社

江戸時代は、魔訶山般若院という修験寺院でした。神社の前にあるのは、狛犬ならぬ狛蛙で、境内のあちこちで蛙が迎えてくれます。六蛙堂には江戸時代初期に製作された役行者像が安置されています（富士見市指定有形文化財）。

⑦水子貝塚資料館

市内の遺跡から出土した約500点の埋蔵文化財を展示しています。埼玉県指定有形文化財の羽沢遺跡出土縄文土器をはじめ、富士見市指定有形文化財の打越式土器、北通遺跡方形周溝墓出土土器など、市の歴史を知る上で貴重な資料が展示されています。

⑧新河岸川コスモス街道

地元市民の皆さんが新河岸川の堤防上にコスモスの種を蒔き大切に育てています。秋風に揺れる色とりどりのコスモスが道行く人の心を和ませてくれます。



図20 神井戸



図21 甲子大黒天灯籠



図22 大應寺鐘楼門



図23 水宮神社役行者像



図24 羽沢遺跡出土獣面裝飾付土器

⑨天保の道しるべ

川越方面と志木方面を結ぶ江戸道と所沢方面と新河岸川にあった山下河岸を結ぶ河岸道の交差点にある道しるべです。天保 15 年（1844）に山下河岸の廻船問屋山田屋佐平治によって建てられました。四面には、山下河岸三丁、ひき又十五丁、所さわ三里、川こへ三里半と刻まれています。

⑩観音前遺跡

遺跡全体の 2 割ほどの発掘調査しか行っていませんが、弥生時代後期の竪穴住居跡が約 30 軒確認されています。弥生時代後期の遺跡は、南通遺跡や北通遺跡がありますが、それらに匹敵する規模の集落となると予想されます。また、古墳時代後期の竪穴住居跡も 10 軒以上発掘されており、当該期の集落としては市内最大規模となります。

⑪御嶽塚

北東向きの斜面を登山道に見立てた塚で、斜面の中腹をテラス状に整地して火山岩を敷き詰めています。明治 28 年（1895）銘の御嶽山大神の石碑が建てられています。

⑫東台遺跡

これまでの発掘調査で平安時代の竪穴住居跡が約 90 軒見つかっています。当該期の遺跡としては市内最大です。

⑬鎌倉道

柳瀬川に面した台地の崖線を通る古道で、一部が残っています。鎌倉から上州方面に向かう鎌倉街道上道と奥州方面に向かう鎌倉街道中道を結ぶ脇道だったといわれています。

⑭お井戸

台地下から流れ出る湧水で、傍らには弁財天が祀られています。

⑮性蓮寺

日蓮宗の寺院で、戦国時代にこの地を治めていた上田氏の供養塔があります。

⑯正網遺跡

市内唯一の縄文時代晩期の竪穴住居跡が見つかっている遺跡です。



図 25 天保の道しるべ



図 26 御嶽塚



図 27 鎌倉道



図 28 お井戸



図 29 正網遺跡の縄文晩期の住居跡

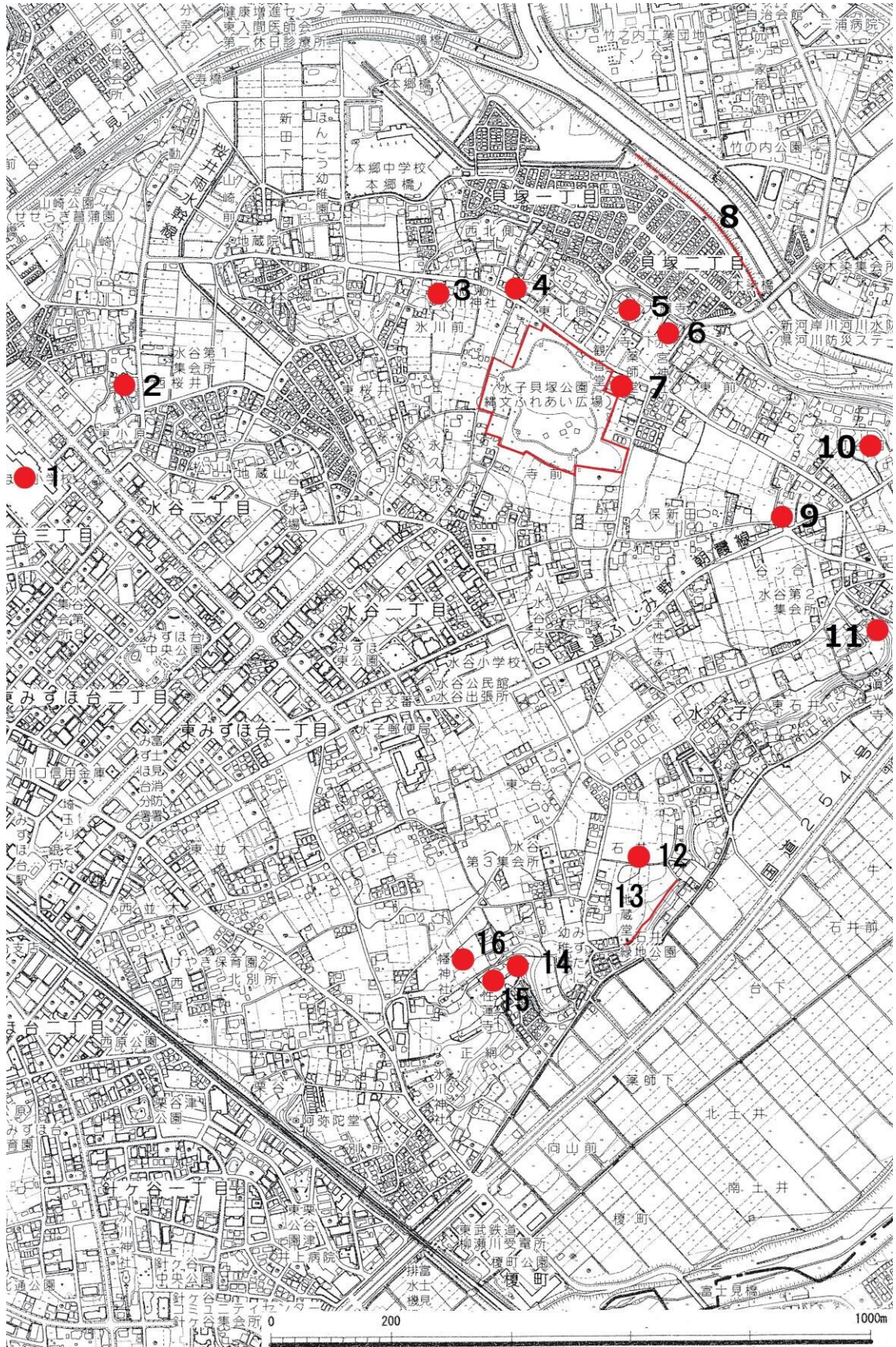


図30 水子貝塚周辺の文化財等

第3節 都市的環境

水子貝塚の周辺は、都市計画によって市街化区域、第1種低層住居専用地域に指定されています。水子貝塚公園が開園した頃は、周囲は畑地でしたが、近年宅地開発が進み景観が大きく変化してきています。この傾向は、水谷地域の南部に顕著で、若い世代を中心に人口も増加しています。こうした中で、水子貝塚公園は市街化区域にある身近な公園・緑地として貴重な存在となっています。

周辺の道路は、東には国道254号（富士見川越道路）、南には国道254・463号（浦和所沢バイパス）が通っており、両道から自動車ですぐとアクセスしやすい環境にあります。国道254号（富士見川越道路）は東京外環自動車道方面への伸長工事が現在進んでいます。また、公園の北は都市計画道路のみずほ台駅東通線も計画されています。これらの道路が開通することにより、利便性が増し遠方からの来園者の増加も期待できます。

水子貝塚公園は、みずほ台駅から約1.5kmの距離にあり、徒歩でも約15分で到着することができます。路線バスは、みずほ台駅からは市内循環バスが1時間に1便、志木駅から東武バスが1時間に4便が運行されています。バスを利用される方には志木駅からの乗車を薦めています。



図31 みずほ台駅東口から水子貝塚方面をのぞむ（中央の道がみずほ台駅東通線、その先に見える森が水子貝塚公園）

●水谷地域 まちづくり方針図

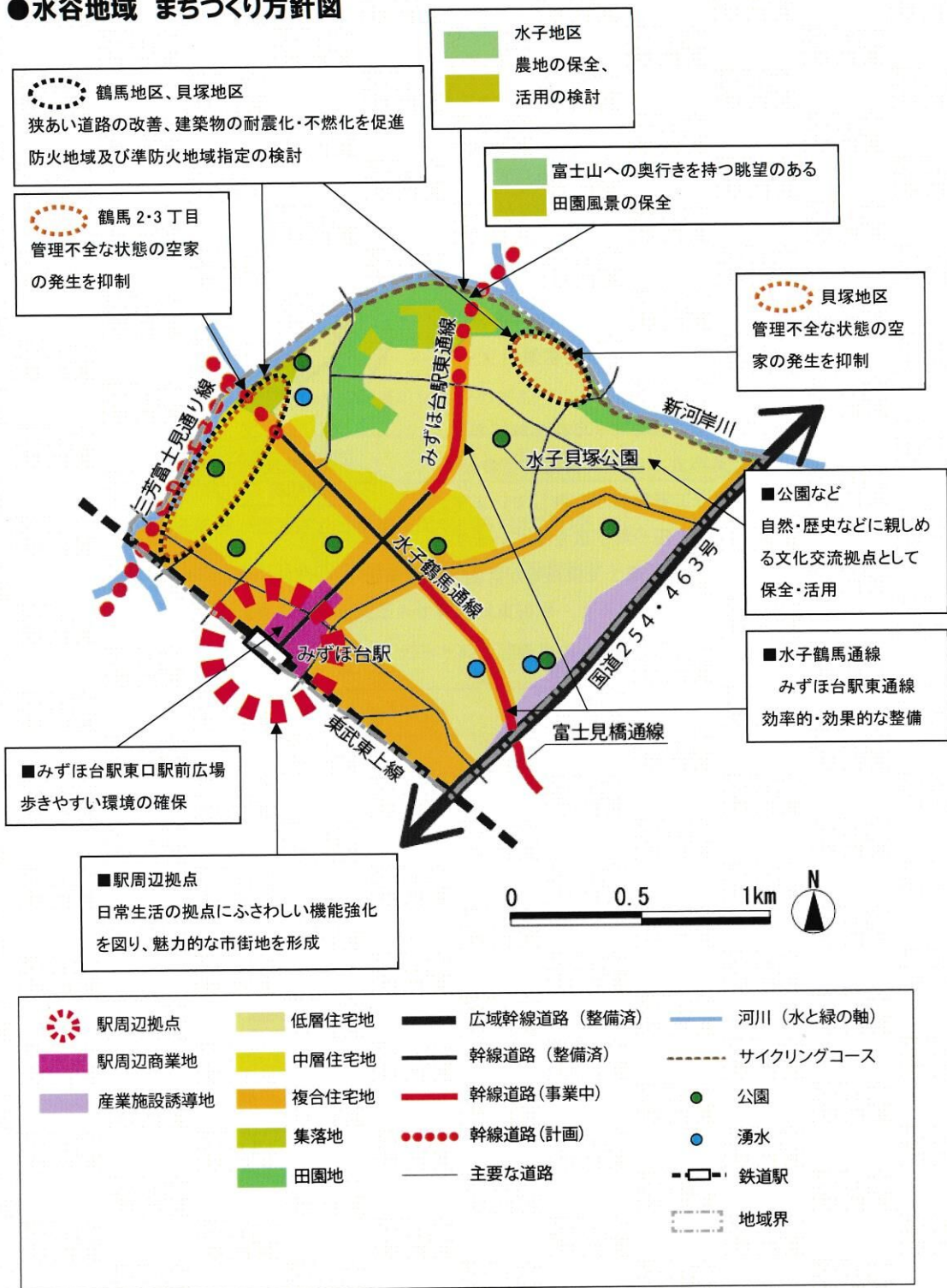


図 32 水谷地域のまちづくり方針図 (富士見市都市計画マスタープランから転載)

第3章 史跡の概要

第1節 史跡の立地と環境

富士見市の地形は、西半分が標高 20m前後の武蔵野台地、東半分が標高 6 m前後の荒川低地からなっています。原始・古代の頃は、台地には森が広がり、動物や木の実などの食料、建築材や薪などの資源が豊富だったと推定されています。また、台地下には多くの湧水や河川が流れ、生活に欠かせない水の入手も容易でした。こうした自然環境を背景に、富士見市内には台地の縁に沿って、旧石器時代から多くの遺跡が残されています。

さらに、今から約 8,000 年前から 6,000 年前には地球の温暖化により、荒川低地に沿って海水が内陸部まで入り込み、「古入間湾」を形成しました。従来からの資源に加え海産資源を獲得可能となった当地域には、多くの人々が集い、集落を営みました。人々は、海で採取した魚やシジミ・カキなどの貝を食料とし、残った骨や貝殻を廃棄となった竪穴住居にまとめて捨てました。積み重なった貝殻は、主成分であるカルシウムによって腐食しないため、数千年の時を経てもそのままの状態です。「貝塚」として残りました。富士見市内には、16 遺跡で貝塚が発見されており、その中でもっとも大規模なものが水子貝塚です。

水子貝塚は、東武東上線みずほ台駅から北東に直線距離で約 1km、新河岸川を見下ろす武蔵野台地上に位置しています。今から約 6,000 年前の縄文時代前期の遺跡で、明治時代には存在が確認されています。昭和 13 年 (1938) から数回の発掘調査が実施され、約 50 カ所の小さな貝塚が直径 160mの環状に分布する遺跡であることが明らかとなりました。昭和 44 年 (1969) 年に「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状態も良好である。このため、遺跡の全域を指定するものである」として国史跡に指定されました。

第2節 史跡指定に至る調査

1 明治・大正期の発見

水子貝塚は、明治 27 年 (1894) 10 月に、この地を訪れた阿部正功^{あべまさこと}によって発見され、『東京人類学会雑誌』第 10 巻第 106 号に貝塚山遺跡とともに紹介されました。

阿部は、陸奥国棚倉藩最後の当主で、廃藩置県後に華族 (子爵) に列せられた人物です。幼い頃から学問好きで、遺物・遺跡に深い関心を持ち、明治 20 年代に主に東京・埼玉・神奈川の遺跡を踏査し、人類学会で発表しました。坪井正五郎や鳥居龍蔵等の当時の学会の人々とも交流し、自宅に収集資料を展示していました。

阿部の残した『入間郡志木町近傍搜索記』によると、阿部は 10 月 25 日に浦和駅から人力車で志木に至り、そこから歩いて水子まで来ると、大應寺前の畑に貝塚があること

を聞き、現地を訪れました。畑を歩き、100m四方以上に広がる貝塚の分布を確認しました。そして、農夫に試掘を依頼し、厚さ 30 cmほどの黒土の下に貝塚があり、貝はシジミ、ゴウラ（タニシ、カワニナ等の巻貝）、カキであったと記しています。

大正6年（1917）の『日本石器時代人民遺物発見地名表』には、貝塚山、勝瀬、水子・大應寺前貝畑、針ヶ谷、南畑の5カ所の富士見市内の遺跡・遺物が掲載されています。報告したのは川越地方の知識人であった安倍立郎^{あんべたつろう}です。安倍は、郷土史家としての一面も有し入間郡内の考古資料や板碑などの資料を精力的に収集していました。



図33 史跡の位置

2 昭和前期の発掘調査

関東地方の貝塚を主に研究していた酒詰仲男^{さかづめなかお}は、昭和12年(1937)に安部立郎の報告をもとに水子貝塚の存在を確認し、昭和13年(1938)12月16日から26日にかけて、東京考古学会縄文式部会として和島誠一^{わじませいいち}とともに、貝塚を伴う竪穴住居跡2軒を発掘しました(1次調査)。竪穴住居跡からは縄文前期の土器、磨製石斧や打製石斧などの石器、シジミを主体としカキが混じる貝殻、シカなどの動物の骨、スズキなどの魚の骨が出土したことが報告されています。また、馬蹄形に分布する16カ所の貝塚も確認されています。

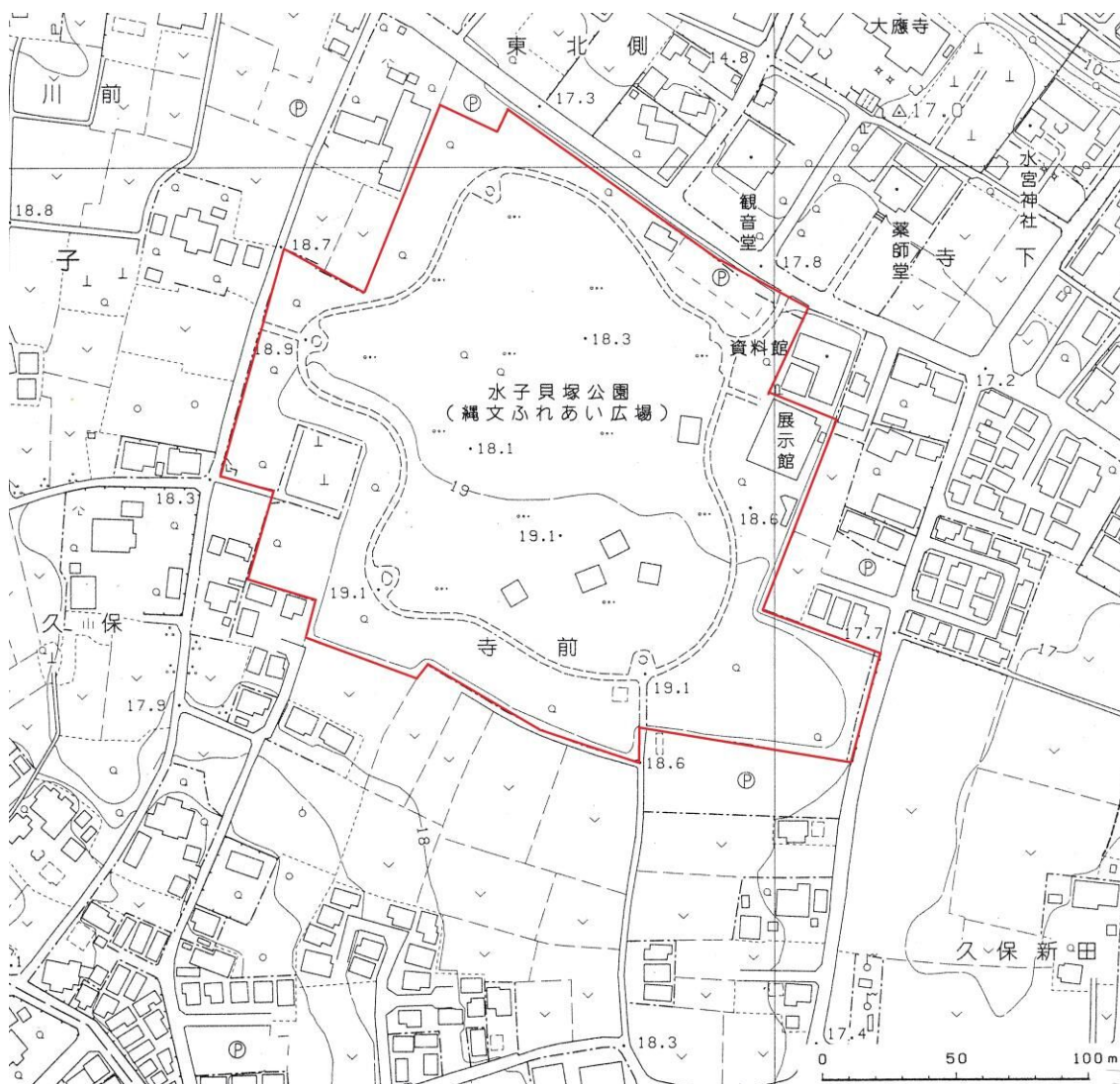


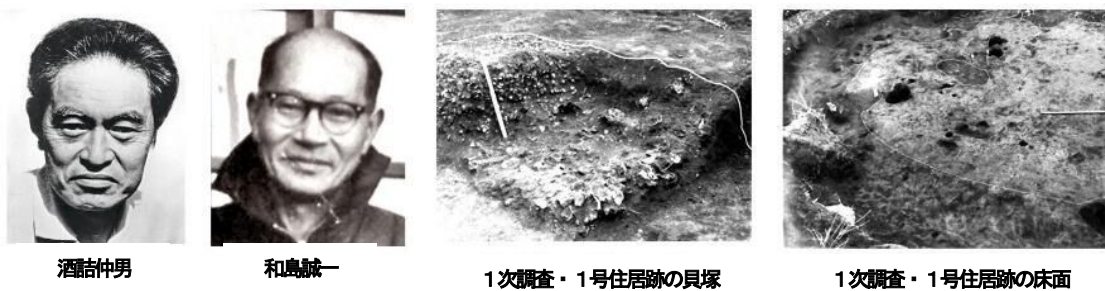
図34 史跡の範囲

酒詰と和島は、昭和 14 年（1939）にも貝塚を伴う竪穴住居跡 1 軒を発掘しました（2次調査）。2次調査は、10月18日から31日に東京帝国大学人類学教室による発掘として行われました。調査した貝塚は「12号貝塚」とされた最大の地点貝塚で竪穴住居の外まで広がっていました。10月22日には、東京人類学会の水子貝塚見学遠足会が開催され、約60人の人類学会員やその家族が発掘に参加しました。

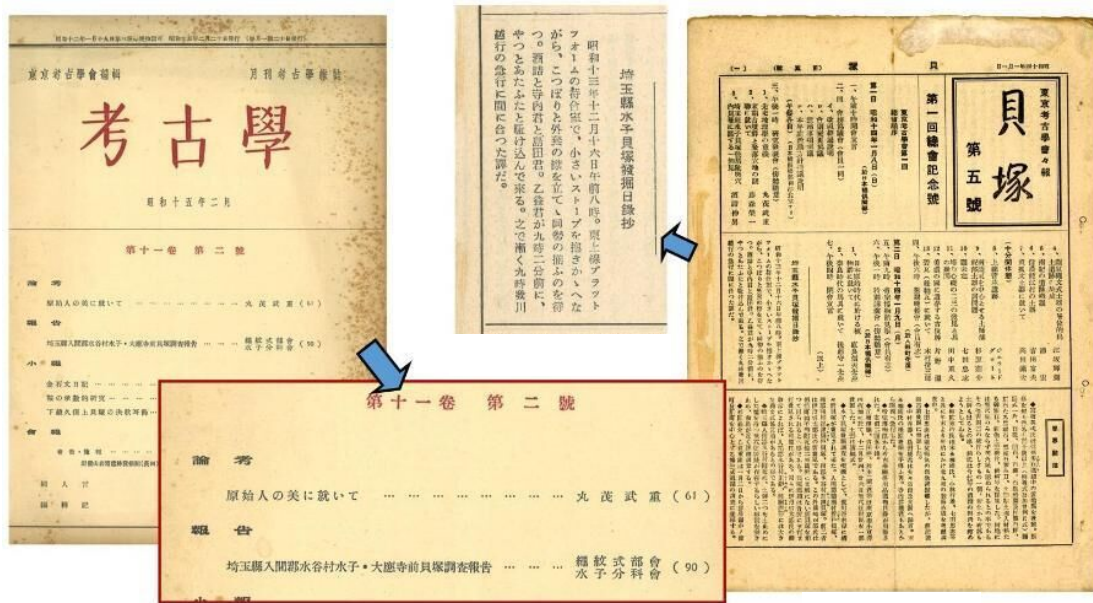
これらの調査によって、縄文時代前期の貝塚は埋まりかけた竪穴住居跡の窪地に遺棄されたものであることが確認されました。水子貝塚は、貝塚の分布により集落の全容を明らかにする見通しがたてられた遺跡として評価されています。

和島は、昭和 23 年（1948）に『原始聚落の構成』を発表し、縄文時代から古墳時代における集落の変遷を論じました。後に「和島集落論」と呼ばれるもので、縄文時代中期の尖石遺跡、姥山貝塚とともに、前期の水子貝塚を事例にあげ、中央に広場をもつ馬蹄形・環状集落の成立を前期としました。

酒詰は、一般向けの解説書『貝塚の話』や『考古学辞典』で水子貝塚の調査成果を紹介しています。

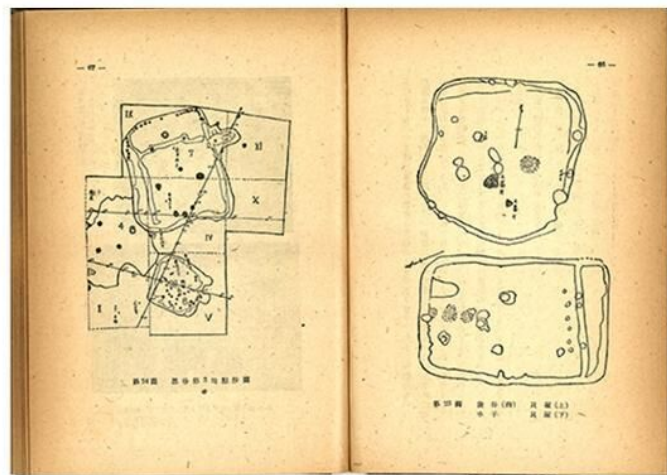
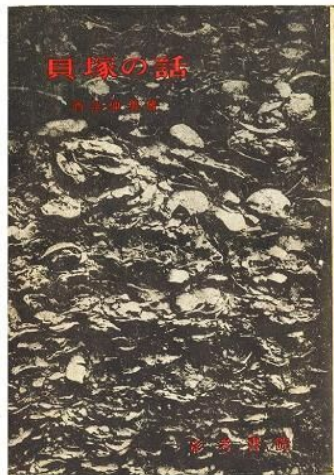


1次調査・1号住居跡の貝塚 1次調査・1号住居跡の床面
図35 1次調査

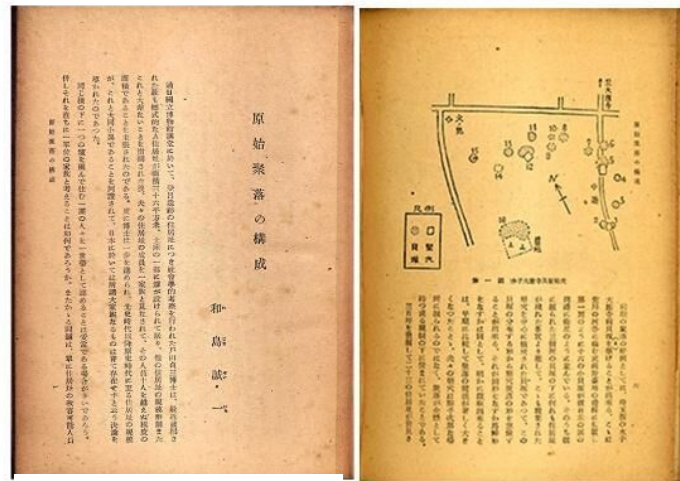
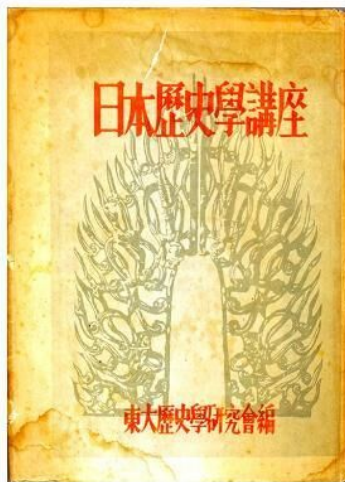


「考古学」第11巻第2号 「貝塚」第5号

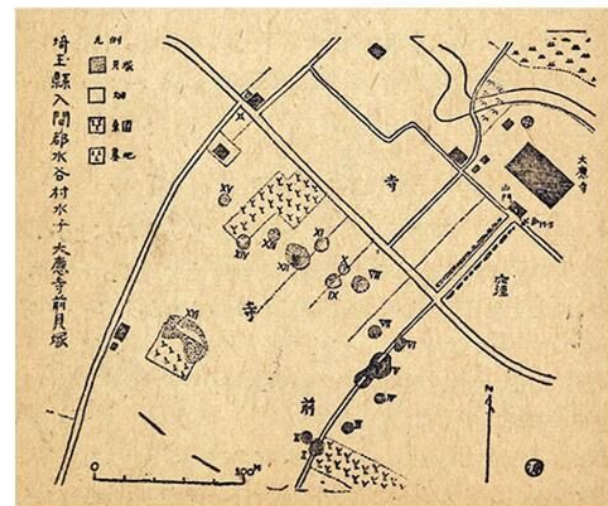
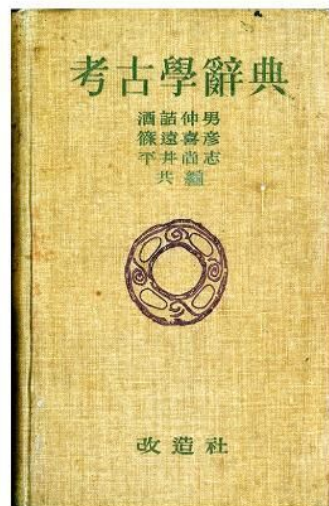
図36 1次調査・2次調査の記録



酒詰仲男「貝塚の話」



和島誠一「原始聚落の構成」



酒詰仲男・篠達嘉彦・平井直志編「考古学辞典」

図37 水子貝塚が紹介された図書

3 史跡指定前の発掘調査

昭和42年(1967)1月3日から11日に農地改良(天地返し)に伴う記録保存のための発掘調査が富士見町教育委員会により実施されました(3次調査)。

3次調査は、財団法人資源科学研究所に属していた和島を調査担当とし、貝塚を伴う黒浜式期の住居跡1軒、諸磯式期の住居跡1軒、中期住居跡1軒などが調査されました。また、ボーリングによる貝塚の分布調査も併せて実施され、環状に巡る50カ所の小貝塚が確認されました。

発掘調査終了後、富士見町では、水子貝塚の学術的価値を認識し、積極的に保存措置の手続きを進め、昭和42年(1967)5月に国史跡申請書を提出し、昭和44年(1969)9月9日に国史跡に指定されました(昭和44年9月9日付文部省告示第317号)。



3次調査の頃の大應寺付近

写真中央奥には大應寺の山門と本堂が見えます。

写真左の標柱は、富士見町の頃に設置されたもので、

「富士見村指定史跡大應寺貝塚」とあります。



3次調査・6号住居跡調査風景



貝塚の分布状況



6号住居跡出土土器

図38 3次調査

4 史跡指定後の発掘調査

昭和52年(1977)に「史跡水子貝塚保存管理計画」策定のための地表観察とボーリング調査を実施しました(4次調査)。これにより新たに16カ所の貝塚を確認し、昭和42年調査時のものと合せ計67カ所の貝塚が存在することが明らかとなりました。

昭和59年(1984)3月には「史跡水子貝塚保存整備基本計画」策定のための基礎資料の調査として、過去の調査地点を確認するためのトレンチ、貝塚を横断するトレンチなどを設定しました(5次調査)。横断トレンチでは縄文時代の小貝塚を伴う住居跡2軒、小貝塚を伴わない住居跡6軒(前期諸磯式期5軒、中期加曾利E式期1軒)、土坑・ピット10基、平安時代の住居跡・溝・土坑を確認しました。また、縄文時代の遺構配置については、おおむね最外郭に貝塚を伴う黒浜式期の住居跡があり、その内側に諸磯式期の住居跡があり、中心部は周囲より深く土坑が集中する様相が明らかとなりま

した。さらに、国家座標を基準として方眼を設け、1 m間隔のボーリングにより 58 カ所の小貝塚を確認しました。

平成2年(1990)からは3カ年計画で史跡整備に伴う基本資料の収集を目的とした発掘調査を実施しました(6次調査)。

平成2年12月から平成3年6月にかけて、史跡西部の遺構確認を行いました。縄文時代前期黒浜式期の住居跡2軒、古墳時代の住居跡等が確認されました。

平成3年(1991)9月から平成4年1月にかけては、ガイダンス施設(現水子貝塚展示館)建設予定地の発掘調査を実施しました。縄文時代前期黒浜式期の住居跡1軒、諸磯式期の住居跡5軒、中期加曽利E式期の住居跡2軒、平安時代の住居跡1軒などが発見されました。引き続き史跡南部の貝塚を伴う2軒の住居跡の調査に着手し、平成4年12月まで約1年間実施しました。保存状態良好な貝塚から多量の土器や石器などの遺物が出土したほか、住居跡内に埋葬された人と犬の骨も発見され、水子貝塚を理解する上で貴重な資料を得ることができ、その成果は史跡整備や展示に反映されました。また、屋外トイレ建設予定地からは、古墳時代後期の住居跡などが発見され、水子貝塚は縄文時代前期黒浜式期・諸磯式期、中期加曽利E式期、弥生時代後期、古墳時代後期、平安時代の複合遺跡であることも明確となりました。

5 史跡整備に伴う発掘調査(6次調査)の成果

史跡整備に伴う基本資料の収集を目的として、15号、16号、17号の3軒の竪穴住居跡を発掘調査しました。15号住居跡と16号住居跡内は貝塚を伴っていました。また、3軒は重複関係にあり、17号→16号→15号の順で構築されていました。

①15号住居跡の調査概要

平面形は長方形で、長軸7.7m、短軸6.5m、深さ70cmを測ります。東側が出入口となり、西側の奥壁近くに炉が設置されています。4本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低4回の改築が認められる拡張住居です。

貝塚は住居跡内にレンズ状に堆積し、最大厚は70cmです。ヤマトシジミを主体とし、マガキ層、ハマグリ層、オオタニシ層を間に挟んで、28段階の堆積過程が認められ、堆積所要時間は数年間と推定されています。また、貝層中には焚火の痕跡もありました。

住居南西部の貝塚下から頭部を出入口(東)方向にした屈葬状態の人骨が出土しました。人骨を葬るための掘り込みや人骨を覆うための貝層は認められませんでした。人骨は壮年女性で推定身長は146.3cmです。出土したときには左を向いていましたが、やや手足がずれており、元々は仰向け姿勢だった可能性があります。また、骨の鑑定所見から葬送からしばらくは遺体がむき出しの状態であったとの指摘もあります。

さらに、人骨の南側に位置する柱穴の中から犬骨が出土しました。柱穴を利用して埋葬されたものと考えられます。

多量の土器片が出土し、復元可能なものが10個体以上ありました。中には甲信地方のものも含まれていました。近年実施したレプリカ法による圧痕調査によりシソ属などの圧痕を有する土器が確認されました。動物遺体はイノシシ、シカ、タヌキなどの哺乳類、タンチョウなど鳥類、トビエイなどの魚類、炭化種実はおニグルミ、炭化材はクリ、おニグルミが出土しています。

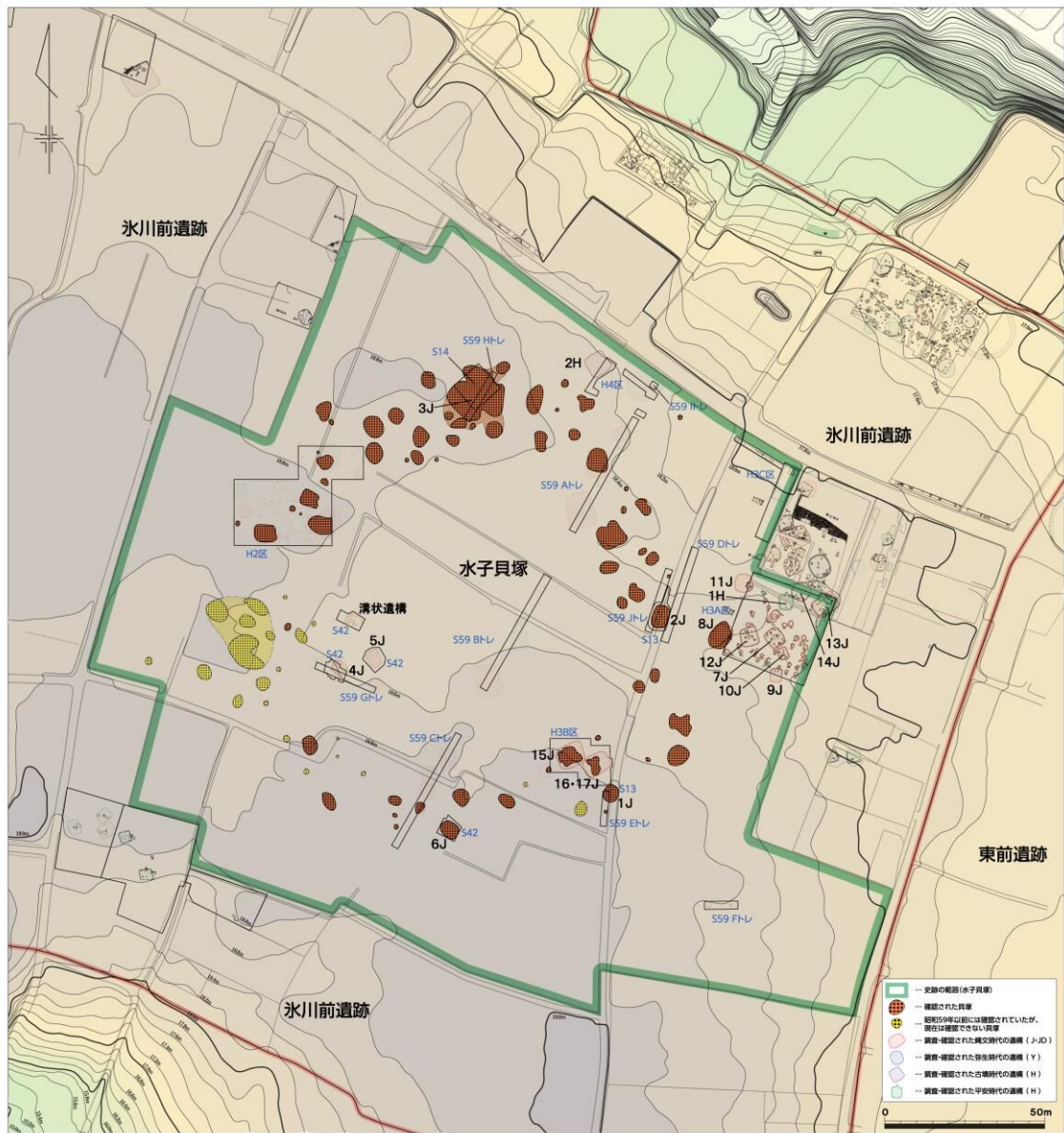


図 39 遺構配置図

番号	時代	時期	貝塚	調査年	番号	時代	時期	貝塚	調査年
1 J	縄文	前期・黒浜式	有	S13	11 J	縄文	中期・燧刷式	無	H3
2 J	縄文	前期・黒浜式	有	S13	12 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3
3 J	縄文	前期・黒浜式	有	S14	13 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3
4 J	縄文	中期後半	無	S42	14 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3
5 J	縄文	前期・諸磯式	無	S42	15 J	縄文	前期・黒浜式	有	H4
6 J	縄文	前期・黒浜式	有	S42	16 J	縄文	前期・黒浜式	有	H4
7 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3	17 J	縄文	前期・黒浜式	無	H4
8 J	縄文	前期・黒浜式	有	H3	1 H	平安			H3
9 J	縄文	中期・燧刷式	無	H3	2 H	古墳	後期		H4
10 J	縄文	前期	無	H3					

表 1 発掘調査住居跡一覧

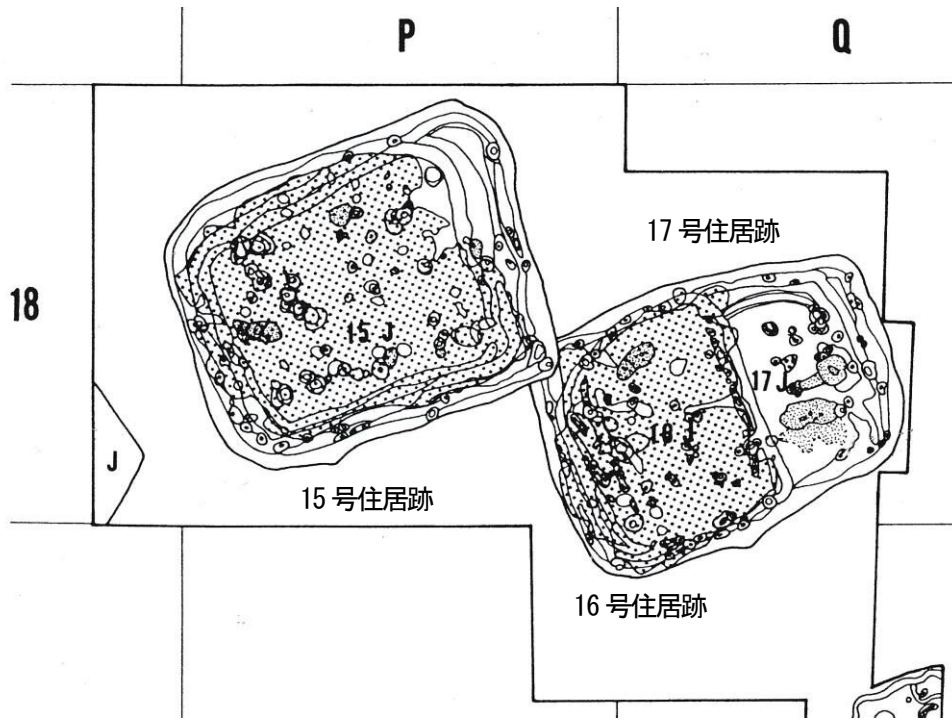


图40 15号·16号·17号住居跡配置図



图41 15号·16号·17号住居跡航空写真

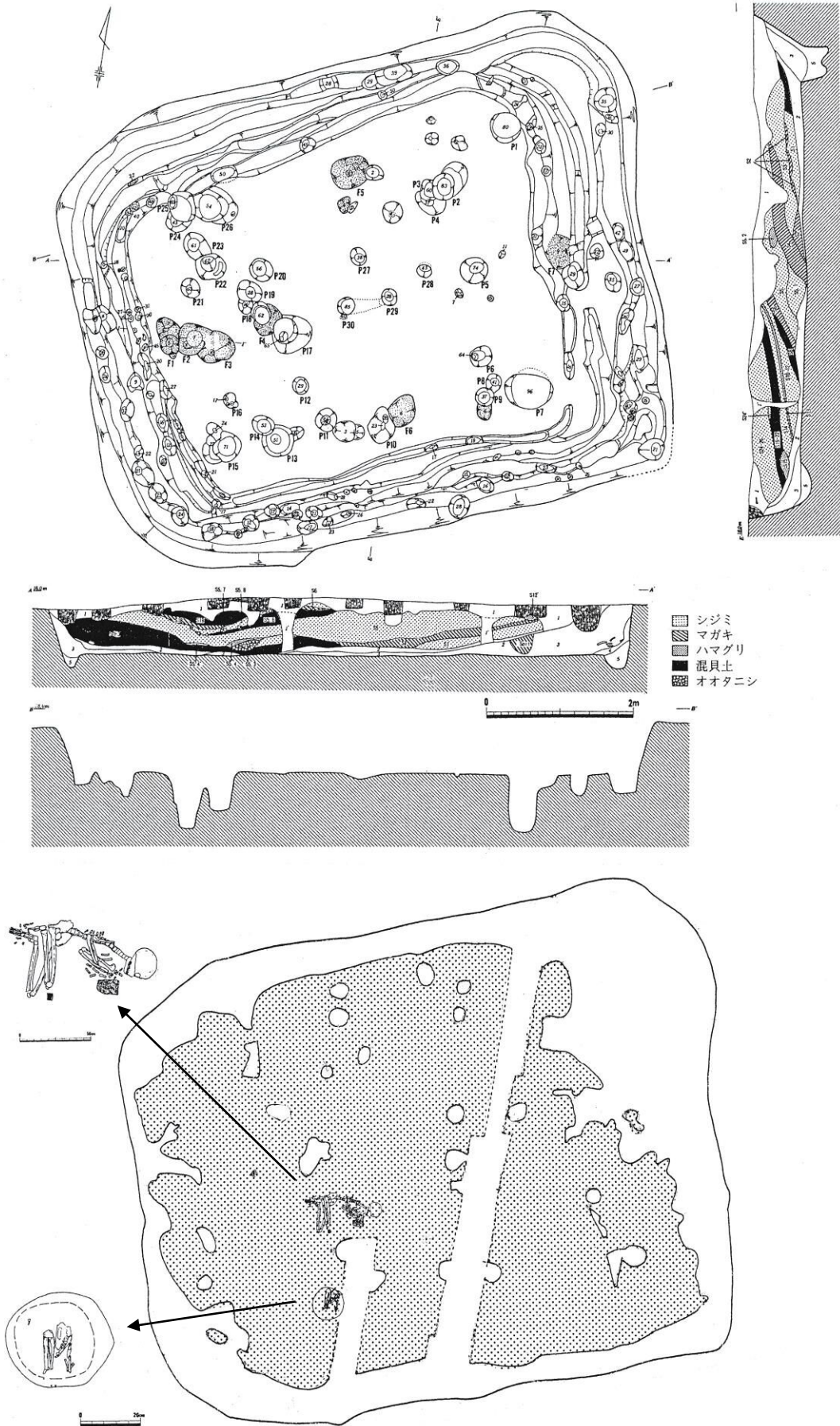


図42 15号住居跡平面図・断面図(上)、貝塚範囲・人骨・犬骨出土状態(下) (1/80)



图 43 15号住居跡貝塚露出状態



图 44 15号住居跡貝塚掘り下し状態



图 45 15号住居跡人骨出土状態



图 46 15号住居跡犬骨出土状態



图 47 15号住居跡土器出土状態①



图 48 15号住居跡土器出土状態②



图 49 15号住居跡完掘状態



图 50 15号住居跡出土土器

②17号住居跡の調査概要

平面形は長方形で、長軸8.2m、短軸6.0m、深さ80cmを測ります。西側が出入口となり、東側の奥壁近くに炉が設置されています。6本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低2回の改築が認められる拡張住居です。

③16号住居跡の調査概要

平面形は長方形で、長軸5.9m、短軸4.9m、深さ80cmを測ります。17号住居跡の東側1/3を埋めて東側の壁を新築し、北、西、南西側の壁を再利用して構築しています。南側が出入口となり、北側の奥壁近くに炉が設置されています。6本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低1回の改築が認められます。

貝塚は住居跡内にレンズ状に堆積し、最大厚は80cmです。38段階の堆積過程が認められ、マガキ層→ヤマトシジミ層→ハマグリ層の堆積サイクルが10回繰り返されており、それにより堆積所要時間は10年以上と想定されています。

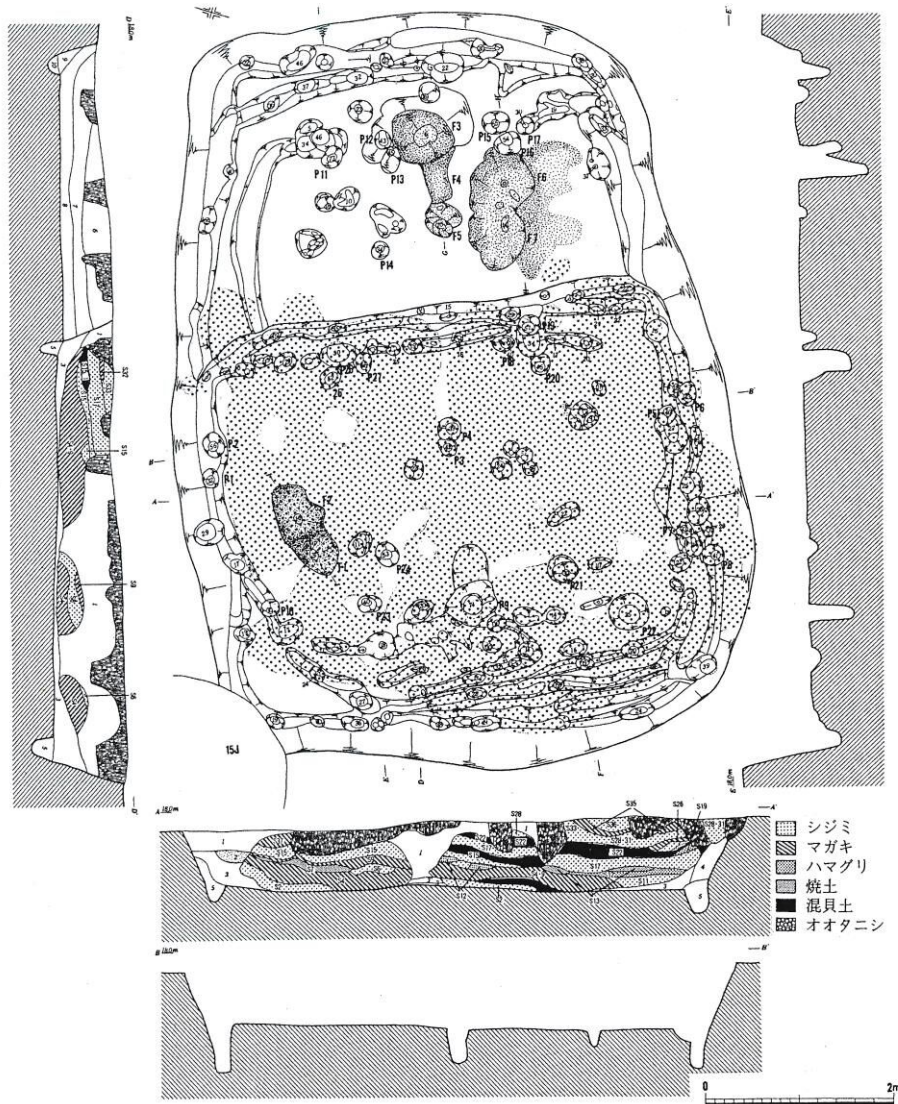


図51 16号・17号住居跡平面図・断面図 (1/80) ※網かけ部分=貝塚の範囲

多量の土器片が出土し、復元可能な個体が10個体以上ありました。また、15号住居跡と同様に甲信地方やシソ属などの圧痕を有する土器が確認されました。動物遺体はイノシシ、シカなどの哺乳類、コイ、クロダイ、コチなどの魚類、アシハラガニ、炭化種実はオニグルミ、クヌギ、炭化材はクリ、コナラ、オニグルミなどが出土しています。



図52 16号住居跡貝塚露出状態



図53 16号・17号住居跡完掘状態



図54 16号・17号住居跡出土土器①



図55 16号・17号住居跡出土土器②



図56 15号住居跡出土石器



図57 15号・16号住居跡出土歯牙製・貝製装身具

④自然科学的分析

【貝塚の貝】

史跡整備に伴って発掘調査を実施した 15 号住居跡と 16 号住居跡には保存状態の良好な貝塚が伴っていました。貝塚は汽水域（淡水と海水が混じる水域）に生息するヤマトシジミが 90%前後を占め、次いで泥底の干潟に生息するマガキ、砂底の干潟に生息するハマグリで認められています。

- ・汽水の貝 ヤマトシジミ
- ・淡水の貝 イシガイ、カワニナ、オオタニシなど
- ・泥底の干潟の貝 マガキ、オオノガイ、ハイガイ、オキシジミ、イタボガキなど
- ・砂底の干潟の貝 ハマグリ、シオフキ、アカニシ、サルボウ、アサリ、オキアサリ
- ・海の貝 カガミガイ、ツメタガイ、バイガイ、ナミマガシワ、イボキサゴなど

【15 号住居跡の人骨】

15 号住居跡に埋葬された人骨は、壮年期の女性で身長は 146.3 cm でした。前歯が激しくすり減っており、皮なめしなどで酷使したためと考えられています。骨の中にわずかに残されているタンパク質を抽出し、炭素と窒素の重さを調べると、そのタンパク質の元となった食物を推定できます。その分析の結果、水産物（魚・貝など）より陸産物（獣・植物など）に由来するタンパク質の方が多く、特に獣に由来するタンパク質が多いと推定されました。

また、犬骨を同様に調べた結果、人間以上に水産物を食べていたことがわかりました。



図 58 水子貝塚の人骨（頭骨）

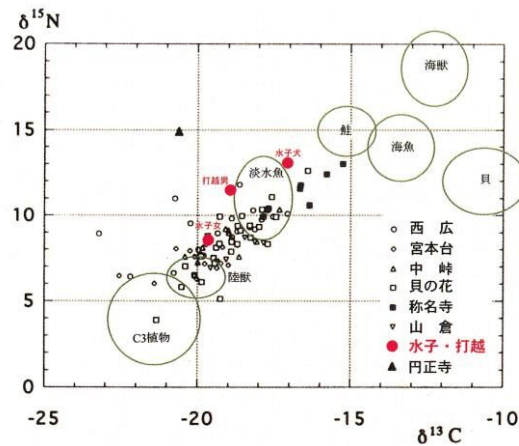


図 59 南関東地方の縄文貝塚出土人骨の炭素・窒素安定同位体

【炭化種実と炭化材など】

炭化種実として、オニグルミ、クリ、クヌギなどがあります。オニグルミの殻は丈夫で腐りにくいため、多く見つかる傾向にあります。1点のみ見つかったクリの実は、大きさが 23mm で野生のクリとしては大きい方です。

炭化材は、クリが主体です。これは縄文時代の遺跡では一般的な傾向で、コナラやクヌギが多い弥生時代と対照的です。

炉跡や貝塚の中から見つかった灰に含まれるイネ科の植物のプラントオパール（植物の細胞組織に充填する非結晶珪酸体）を調べたところ、森林の下生えのクマザサ属型、明るいところを好むネザサ節型など、竹・笹類のプラントオパールが多く見つかりまし

た。また、屋根材に使われたと推定されるススキやチガヤなどのウシクサ族のプラントオパールも見つかっています。遺跡周辺には、ススキ原やネザサ節を主体としたササ原が存在していたと思われます。

住居跡	現場採取分(件数)					柱状試料浮遊分(点数)											
	オニグルミ	堅果	クヌギ近似	不明果実	クリ	合計	オニグルミ	コナラ亜属	ブナ科	キハダ	シソ科	モモ	イネ	オオムギ?	コムギ近似	アワ近似	不明
15住	45	1				46	115				1		4	1	1		
16住	28	18	8	1	1	56	25	1	3	3		4	2	1	1	1	14
備考	クルミは残りやすい						穀類は上部集中(後世の混入)										

住居跡	クリ	オニグルミ	コナラ節	タケ亜科	エノキ属	ケヤキ	クヌギ節	マツ属	その他	合計
15住	66	20		1		1			1	89
16住	73	10	5	4	2	1	1	1	3	100
備考	クリは腐りにくく鑑定しやすい									

表2 15号・16号住居跡出土の炭化種実(左)と炭化材(右)

【獣骨類】

- ・15号住居跡 魚類 トビエイ(2)、不明(9)
鳥類 タンチョウ(1)、不明(6)
哺乳類 タヌキ(1)、イノシシ(10)、シカ(13)、不明(45)
- ・16号住居跡 甲殻類 アシハラガニ(11)
魚類 アオザメ(1)、コイ(3)、クロダイ(4)、タイ(2)
カツオ(1)、コチ(1)、不明(28)
鳥類 不明(4)
哺乳類 ノウサギ(1)、タヌキ(1)、イノシシ(2)、シカ(1)
不明(7)

【周辺環境】

富士見江川の流れる低地部の山崎公園付近をボーリング調査しました。その結果、水子貝塚と同じ頃の地層から海水や汽水に生息する珪藻(植物プランクトン)が見つかりました。この付近まで海が広がっていたことが明らかとなりました。

花粉も分析したところ、コナラの仲間が最も多く、クリ属も目立ちます。台地上に落葉広葉樹が広がっていたことがわかります。

【土器圧痕】

土器表面の小さな穴をシリコンで型を取り電子顕微鏡で観察し、現生標本と比較して圧痕の正体を同定する「圧痕レプリカ法」により、水子貝塚の土器からシソ属、ニワトコ属のニワトコ、アズキ亜属のヤブツルアズキ、ダイズ属のツルマメの圧痕が多数確認されています。

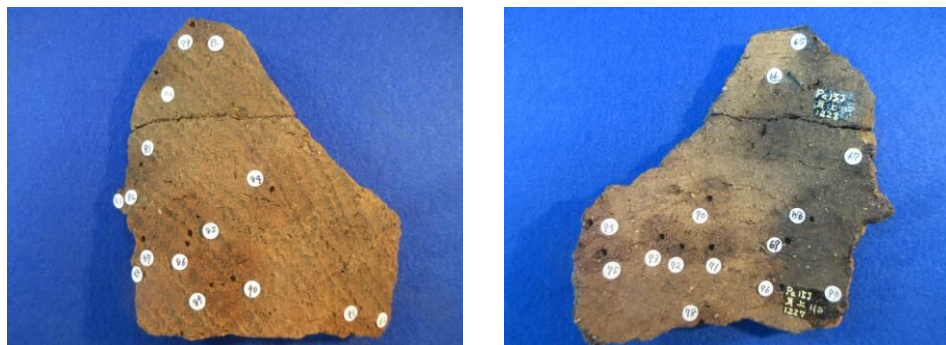


図60 シソ属の圧痕のある土器

これまでの調査成果のまとめ

- 76カ所の貝塚（小貝塚・地点貝塚ともいう）が直径160mの範囲に環状に分布している。
- 76カ所の貝塚の内、6カ所の貝塚が調査されており、すべて竪穴住居跡内に残されたものである。
- 6カ所の貝塚は、一緒に出土している土器から約6,000年前の縄文時代前期中頃に形成されたものである。それより古い時期の前期前半の住居跡は確認されておらず、新しい時期の前期後半の住居跡には貝塚が伴っていないことから、未調査の貝塚の時期も前期中頃のものとして推定される。
- 貝塚の貝殻は、汽水域に生息するヤマトシジミが90%を占め、次いで泥底の干潟に生息するマガキ、砂底の干潟に生息するハマグリが認められる。
- 15号住居跡の貝塚は数年、16号住居跡の貝塚は10年以上かけて堆積したものである。
- 15号住居跡の貝塚の下から、埋葬された壮年女性と犬の骨が出土した。縄文時代前期では稀な例である。人骨の科学分析により、水産物よりも陸産物を多く摂取していたことが明らかとなった。
- 貝塚からは、土器や石器のほかに、イノシシ、シカなどの哺乳類、コイ、クロダイ、コチなどの魚類、オニグルミ、クリ、クヌギの炭化種実が出土しており、縄文人が実際に食べていた食料を知ることができる。
- 縄文土器からシソ属、ニワトコ、ヤブツルアズキ、ツルマメの圧痕が多数確認された。
- 低地のボーリング調査により水子貝塚の位置する台地直下まで古入間湾が到達していたことが明らかとなった。



図61 水子貝塚と古入間湾（汽水域）

第3節 史跡の指定と公有地化

1 史跡の指定

昭和42年(1967)の発掘調査終了後、富士見町では水子貝塚の学術的価値を認識し、保存措置の手続きを進め、昭和42年(1967)5月に国史跡申請書を提出しました。

この時期は、平城宮跡の保存が決定し、加曽利貝塚の保存運動等が続いており、全国的に遺跡保存運動が活発でした。水子貝塚についても発掘関係者や文化財保護対策協議会、埼玉考古学会をはじめ多くの団体から保存要望が出されたようです。国史跡申請手続きが進む一方で、土地所有者への説明が充分に行われなかったことから指定への反対運動が起きました。

こうした中で、水子貝塚は昭和44年(1969)9月9日に国史跡に指定されました(昭和44年9月9日付文部省告示第317号)。また、昭和52年(1977)には文化庁より富士見市が文化財保護法第71条の2第1項の規定による管理団体に指定されました(昭和52年11月18日付庁保記第9の61号)。

【指定理由】

水子貝塚は、浦和市街地の西方約8.5km、荒川低地に面した武蔵野台地上にある縄文時代前期の貝塚である。貝塚は、直径約160mの環状に並んだ約50の小貝塚群からなり、小貝塚の多くは、直径4ないし8m程度で、主としてヤマトシジミなどの淡水産の貝殻で構成されている。昭和13年以来数回の発掘調査により乳棒状磨製石斧・打製石斧・石皿等の石器や、黒浜式土器などの縄文時代前期中頃の遺物がおもに出土している。

また、調査されたどの小貝塚の貝層下においても、長方形の平面をもつ竪穴住居跡が発見されていることから、本貝塚は、主として廃棄された竪穴住居の凹地に形成された貝塚と考えられる。

縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である。

このため、遺跡の全域(約3.3ha)を指定するものである。

【指定名称】

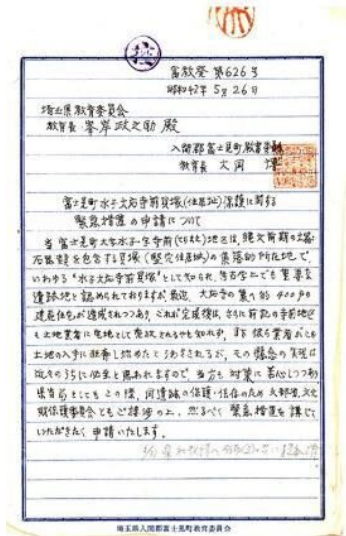
水子貝塚

【所在地】

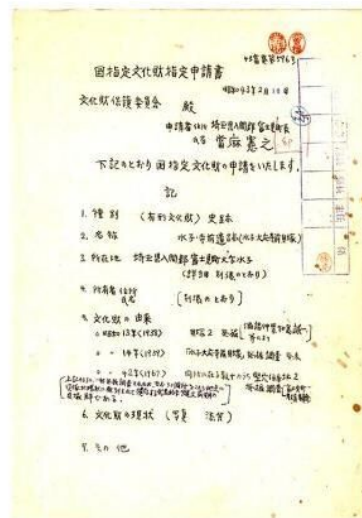
埼玉県入間郡富士見町大字水子字寺前

【指定地番】

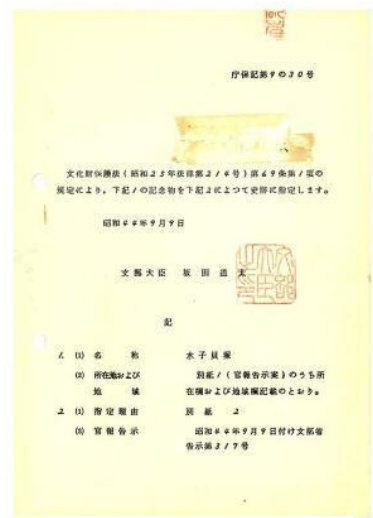
2003番、2006番の1、2007番、2008番、2009番、2010番、2011番の1、2012番の1、2013番の1、2013番の1、2014番の1、2015番、2016番、2017番、2018番の1、2019番の1、2020番、2021番、2029番、2030番、2031番、2032番、2033番、2034番、2035番、2036番、2037番、2038番、2039番、2040番、2041番、2042番、2043番、2044番、2045番の1、2045番の2、2046番、2047番、2051番、2052番、2053番、2055番、2056番、2057番、2058番、2059番、2060番、2061番、2062番、2063番、2064番、2065番、2066番、2067番、2068番、2069番、2070番、地域に介在する道路敷を含む(地番は指定当時、公有地化時に分筆あり)



埼玉県教育委員会への保存要望書 (控)



国指定文化財指定申請書 (控)



国史跡指定書

図 62 史跡申請・指定関係文書

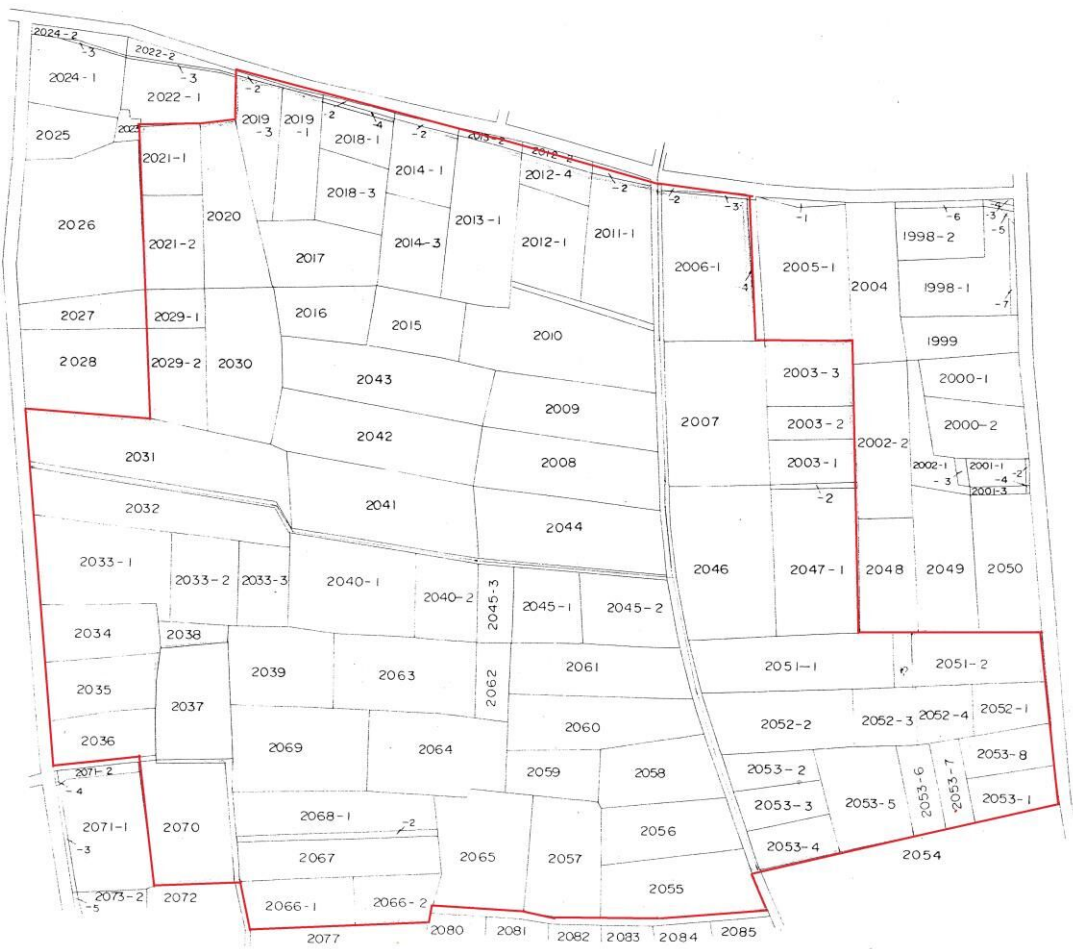


図 63 史跡指定地公図

2 史跡の公有地化

史跡指定後も国・県・町に対して土地所有者の史跡指定反対の陳情が行われましたが、昭和 45 年（1970）9 月には保存への協力が得られることとなり、地権者による水子貝塚保存会が結成されました。史跡指定地の地目は畑で、一部共同墓地が含まれています。

昭和 45 年から国庫・県費の補助金の交付を受けて史跡指定地の公有化に着手し、平成 4 年度に史跡指定地内の公有地計画地のすべての取得を完了しました。ただし、墓地については移転が難しいとの判断から取得対象から除外しています。

【公有地化にかかる経費】

土地取得年度	昭和 45 年度から平成 4 年度まで
土地取得費	総事業費 3,685,270,000 円
	内訳 直接買上 701,670,000 円
	先行取得 2,983,600,000 円
	(元利償還額 3,086,830,000 円)
指定地実測面積	39,346.85 m ²
取得面積	38,727.80 m ²
未取得面積	619.05 m ² (墓地部分)

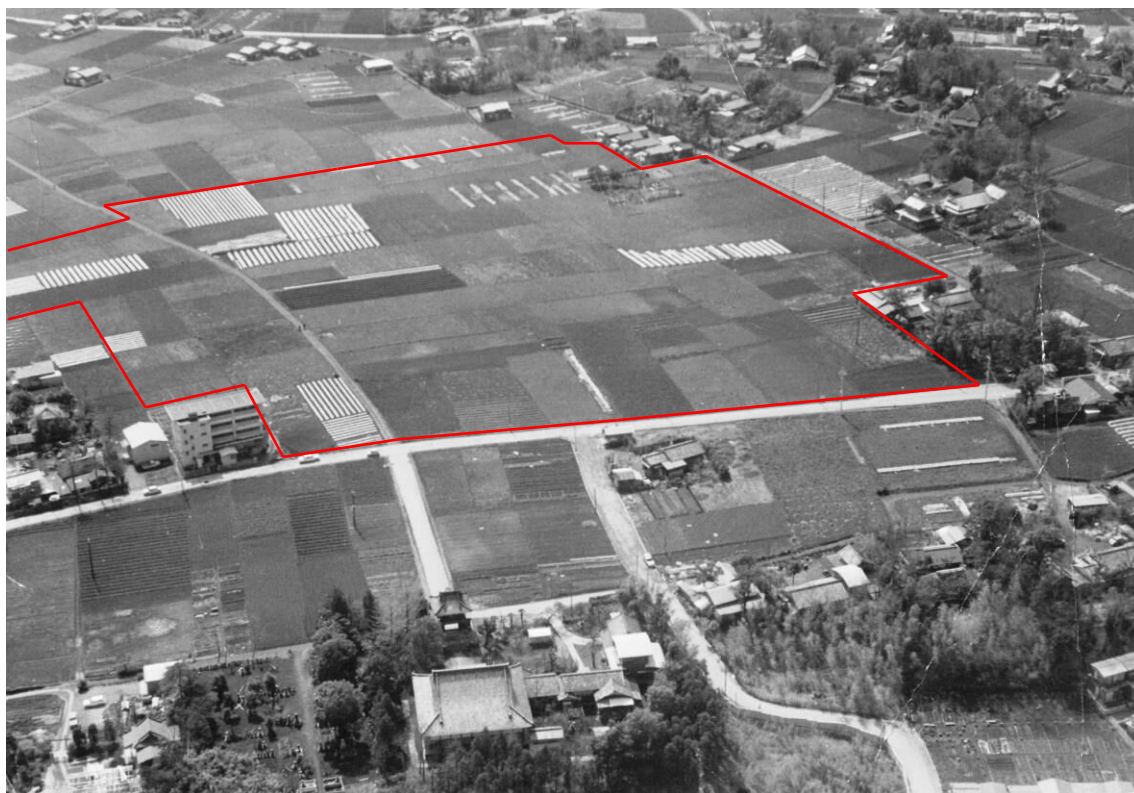


図 64 史跡指定時の航空写真

第4節 史跡の整備計画

1 保存管理計画の策定

昭和54年(1979)3月に史跡整備の基本方針となる「水子貝塚保存管理計画」を策定しました。遺跡を永久に保護・保存すること、史跡公園として市民の学習・憩いの場とすること、水子貝塚の特徴を明確に打ち出すこと、市全体の公園計画等を踏まえ土地利用及び周辺の開発と遺跡の保存を考慮すること、遺跡の範囲及び保存状態を正確に把握することを基本理念としています。その上で、貝層は露出せずに地中に現状保存すること、盛土した上で地点貝塚を白色の小石柱で表示すること、縄文時代の植生を復元すること、野外施設として復元住居を数棟建築すること、博物館を設置することなど具体的な環境整備計画案を作成しました。

2 保存整備基本計画の策定

昭和59年(1984)には「史跡水子貝塚保存整備基本計画」を策定し、調査計画、保存整備計画、博物館計画、管理運営計画等を示しました。

水子貝塚は、ほとんど発掘調査されておらず情報が限られているとの理由から、長期的な調査と保存整備が必要であると、以下のような具体案が提示されました。

・遺跡周辺地区

外部世界の浸透を遮断し、独自の空間を形成するために高さのある樹木の植栽が必要である。史跡の主入口付近には、野外展示広場を設置し、水子貝塚や他の関連遺跡との関係などを模型・説明板などわかりやすく展示する。また、ここを起点として遊歩道を巡らし所々にベンチや展示コーナーを設置する。

・遺跡中央地区

遺跡の中央部、主に地点貝塚の分布地域にあたり長期間調査の対象下に置かれることから、調査そのものを展示として市民に公開し、市民参加を促して「生きた野外博物館」として進める。

・調査結果を慎重に検討し、精密な保存方法を考慮した上で、竪穴住居の復元、最低1カ月程度の貝層の断面展示を行う。

・当面、確認されている地点貝塚上に低く盛土を施し、盛土上に新たな貝を固定散布して分布を表示し、水子貝塚の特性を示す。



図65 保存管理計画時の整備計画図

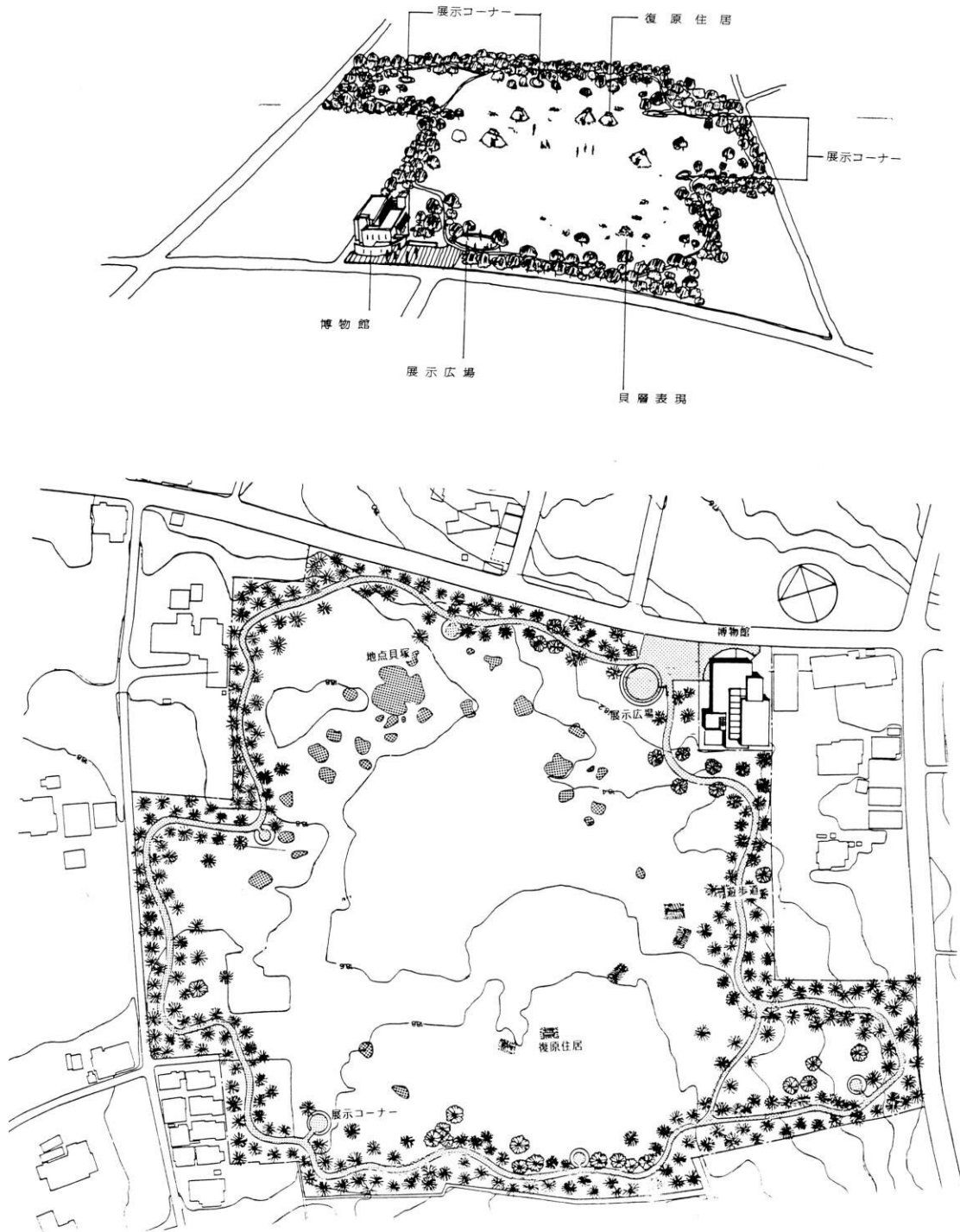


図 66 保存整備基本計画時の平面計画図及び鳥瞰図

3 史跡整備

①史跡整備の経過

平成2年(1990)には、史跡指定地の公有化計画予定地の買収の見込みがたち、富士見市実施計画では平成4年(1992)からの3カ年計画で「水子貝塚環境整備事業」が認定されました。それを受け、学識経験者からなる「水子貝塚専門調査研究委員会」を設置し、環境整備事業の具体的検討に着手しました。

平成3年(1991)に文化庁の史跡等活用特別事業に採択されたことにより、計画を1年早め整備事業に着手しました。平成3年は整備基本設計・実施設計、ガイダンス施設的设计、盛土工事、ガイダンス施設建築工事、平成4年はガイダンス施設設備工事、土留め・フェンス・貝塚表示躯体工事、平成5年は植生復元工事、復元住居建築工事、展示工事、園路舗装工事などを実施しました。

平成6年(1994)6月に市民公募により決定した「縄文ふれあい広場」の愛称を冠して「水子貝塚公園」として開園しました。

平成10年(1998)には市内上南畑にあった考古館を史跡隣接地に移転(平成12年に水子貝塚資料館に改称)し、史跡と資料館が一体となった野外博物館的施設となりました。また、平成12年には市内下南畑の埼玉県指定旧跡難波田氏館跡を整備した難波田城公園・難波田城資料館がオープンしました。近隣では例のない史跡と資料館が一体となった二つの施設が存在しています。

②整備基本設計時の整備方針

基本設計には、以下のような整備方針が示されています。

【公開・展示方針】

水子貝塚の特色を踏まえ、貝塚が形成された黒浜式期を対象に、大規模な環状集落である遺跡の形態及びスケールを示していくことを主目的とする。また、縄文海進と遺跡の関係、貝塚の形成等、遺跡の歴史的 content や意義を一般に楽しく分かりやすくガイダンス施設内で展示し、遺跡の理解を助ける。

イ 環状に地点貝塚が分布する集落の形態とスケールを示す

160mにわたり環状に貝塚が分布する様子を表すため、現在発見されている貝塚すべての標示を行う。貝塚標示とともに、縄文時代前期の集落形態を表すため、堅穴住居の復元を行う。住居の配置及び棟数は、現在までの限られた発掘範囲内での復元考察が困難なため、当面、平成3年度発掘住居跡2棟を中心とした地域に4～5棟の復元を計画するが、今後さらに学術的検討を進める。また、掘り込みのみを復元した堅穴住居跡を2基程度設け、建築復元などの体験学習に活用する。

ロ 縄文海進と水子貝塚の関係を示す

縄文海進時の水子貝塚周辺の地形や海岸線を示すため、武蔵野台地及び大宮台地の範囲を含めた大型地形模型をガイダンス施設内に設置する。また、当時の環境やそこにおける人々の生活、武蔵野・大宮台地の遺跡の変遷と水子貝塚の位置づけなどを、映像ソフト、イラストパネル等により展示する。

ハ 貝層の形成や出土状態を示す

貝層の出土状態や、それが廃棄された堅穴住居内に形成されたことを示すため、床面まで掘り上げた住居跡と、貝層の面でとどめた住居跡を型取りした遺構のレブ

リカをガイダンス施設内に展示する。この他、映像ソフトやパネル、遺物展示等により、形成の過程や廃棄された貝の種類、そこから推定できる人々の暮らし等を、口と関連させながら展示する。また、遺跡において、貝が地表に露出しているままの状態を見せる箇所を何カ所が設定することを検討する。

ニ 水子貝塚に住んだ人々の生活の様子を示す

水子貝塚に住み暮らした人々の生活の様子を示すため、壮年女性及び犬の骨が発見された 15 号住居跡の内部に、レプリカ及び人形を配置し、一家の生活の様子を再現する。また、ガイダンス施設において、縄文時代の生活の様子を、映像ソフトを中心に説明を行う。

【総合配置方針】

イ 遺構が分布する範囲は、遺跡のスケール及び形態をできるかぎり自然な状態で示すことを第一義とし、遺構以外の施設は設置しない方針とする。遺構分布範囲を囲むように園路を設け、利便施設等は主にこの園路外側に設置する。

ロ 将来ガイダンス施設と一体となった利用・活用が検討されている「(仮称) 富士見市立考古資料館」の計画を踏まえ、ガイダンス施設は資料館予定地に隣接した指定地北東隅に設置する。ガイダンス施設内には便所を併設する。

ハ 土器作り、縄文料理の試食会などの体験学習が行えるゾーンをガイダンス施設周辺に設ける。

ニ 園路周辺と指定地周囲を中心に、高・中木を配栽し、緑陰及びバッファとする。

ホ 遺跡の全容が見渡せる展望台を南側植栽帯内に設ける。

ヘ 主出入口は、アプローチ道路に面した指定地北側に設けることとする。

ト 団体見学者の来訪に対応できるよう、史跡内にも便所を1カ所設けるものとする。給排水の引き込みが容易なよう、指定地北側道路に面した場所とする。

③整備基本計画からの主な変更点

- ・ガイダンス施設、展望台、トイレ、物品庫を設置
- ・貝塚標示を貝殻から陶片に素材変更
- ・出入口を北側に加え、西側と南側にも追加
- ・体験学習用として竪穴住居跡2棟、学習広場を設置



図 67 整備基本設計時の鳥瞰図

第5節 史跡の整備と活用

1 施設の概要

水子貝塚公園は、史跡の保存と活用を目的に平成3年度から3カ年計画で整備を実施し、平成6年（1994）6月に開園しました。敷地面積は約4haで、縄文の村をイメージした園内は5棟の「復元住居」、丸い白タイルを敷き詰めた「貝塚表示」、当時の植生を再現した「縄文の森」、「水子貝塚展示館」などから構成されています。

5棟の復元住居のうち、15号復元住居には縄文人の人形を置くなどして当時の住居内の生活の様子や家族を再現しています。

公園外周の縄文の森には、ケヤキ、クヌギ、コナラなど56種、約11,000本を植栽しており、森の中で営まれた縄文の村の雰囲気づくりに一役かっています。夏はカブトムシやクワガタムシを捕獲しに来る子どもや親子の姿が絶えず、秋に取れる木の実は「縄文クッキーづくり」の材料などに利用しています。また、伐採した枝は土器焼成の薪として利用し、落ち葉も畑の肥料として持ち帰る人が年々増えています。

ガイダンス施設である「水子貝塚展示館」は、大型モニターによる水子貝塚の解説映像、15号住居跡と16号住居跡の実物大模型をはじめ、貝塚の剥ぎ取り断面や出土した土器などの資料を展示しています。特に、住居内に埋葬された人骨や犬の骨、犬歯・サメ歯のペンダントなどは全国的にも珍しく、水子貝塚ならではの出土品といえます。土・日・祝日には、市民ボランティアの「市民学芸員」による展示解説も行っています。

史跡隣接地の水子貝塚資料館は、市内の遺跡から出土した旧石器時代から平安時代までの考古資料約500点を常設展示しています。教育普及事業も積極的に行っており、「まが玉づくり」や「土器づくり教室」など、様々な催し物を定期的に行っています。また、水子貝塚公園の活用と地域活性化の一環として、毎年9月の第一土曜日には野外映画会「星空シアター」を地元の方々との協働により開催しています。地域のイベントとして定着し毎回3,000人以上の人出があります。

2 整備の内容

①整備方針

水子貝塚の特色をふまえ、貝塚が形成された縄文前期黒浜式期を対象に、大規模や環状集落である遺跡の形態及びスケールを示していくことを主目的としています。

また、縄文海進と遺跡の関係、貝塚の形成等、遺跡の歴史的内容や意義を一般に楽しく分かりやすくガイダンス施設で展示し、遺跡の理解を助けるようにしています。

②所在地

埼玉県富士見市大字水子2003番地1

③敷地面積

38,727.80 m²（史跡指定地面積 39,346.85 m²）

④整備内容

【保存盛土】

遺構保護のために、遺構面から100cmを基準とし、史跡指定地全域に現況面から平均50cm程度の盛土をしました。

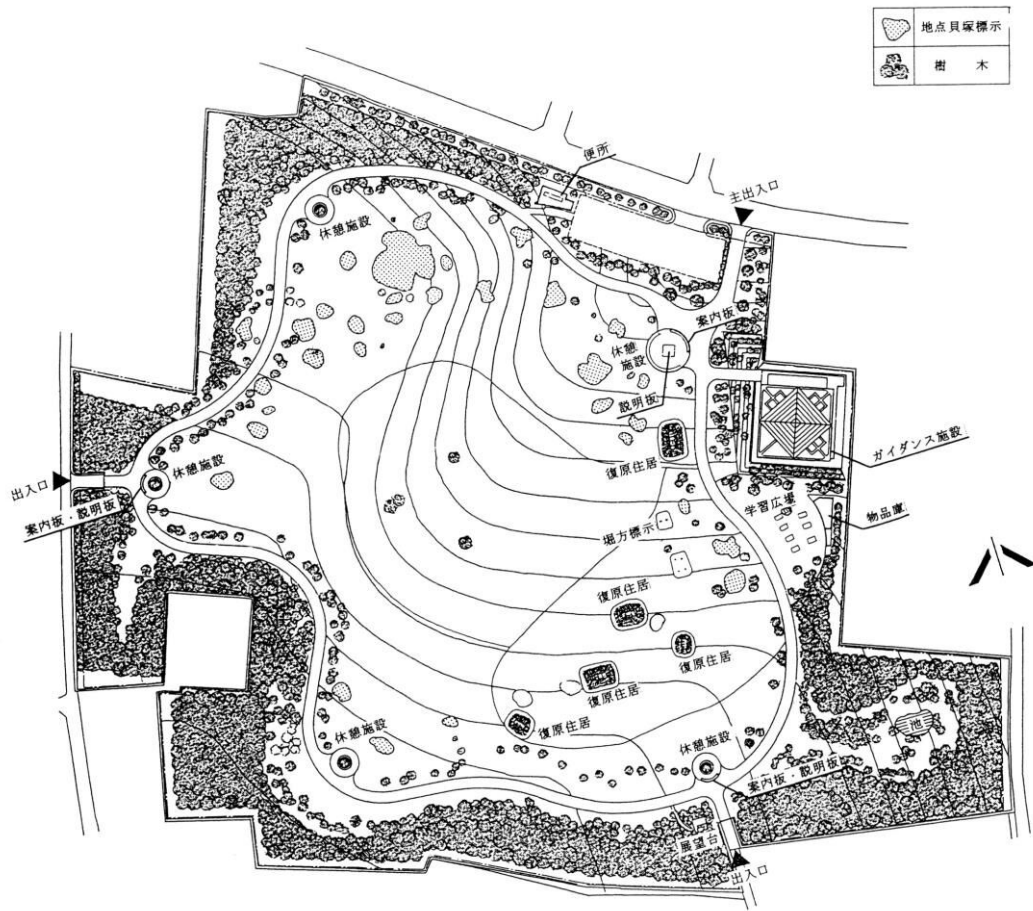


図 68 史跡整備配置図



図 69 史跡整備完了時の航空写真

【復元住居等の展示物】

復元住居等の展示物については史跡等活用特別事業の指針は「これまでの平面的整備に対して、立体的整備を行うことで、史跡等の歴史的空間を視覚的に把握できるようにしようとしたものである。平面表示と説明文で理解しようとするより、視覚による実物大復元の映像の方が、見学者にとって説明を抜きにした理解を得やすいことはいうまでもない」としています。水子貝塚の歴史的空間の復元にあたっては、当該指針をふまえ復元住居、竪穴住居跡、貝塚の所在表示、縄文時代の植生復元を行って、縄文時代の集落景観の復元、集落の形態及び貝塚の規模を表現しました。

・復元住居

発掘された住居跡のうち、貝塚形成期の黒浜式期に属し保存状態が良好なものを5軒選び復元しました。住居周囲は竪穴掘削時の残土処理と雨水侵入防止を兼ねて周堤を築き、屋根は寄棟造りの茅葺きで、煙出しは設置していません。

1号 長軸5.1m 短軸4.2m 深さ30cm 4本主柱 原位置復元 内部非公開

2号 長軸7.7m 短軸4.4m 深さ70cm 6本主柱 原位置復元 内部公開

6号 長軸5.3m 短軸4.5m 深さ70cm 4本主柱 原位置復元 内部非公開

15号 長軸7.2m 短軸5.7m 深さ70cm 4本主柱 原位置復元 内部展示

17号 長軸7.7m 短軸4.4m 深さ50cm 6本主柱 任意位置復元 内部非公開

・竪穴住居跡

6号と16号をモデルとし復元しました。居住中の竪穴住居、廃棄された竪穴住居跡、埋まりつつあり貝殻が遺棄された竪穴住居跡の三者が一体となって集落景観を構成するという想定に基づくもので、自然に埋没する過程も再現することも意図しています。

竪穴住居復元体験学習にも利用する計画でした。

・貝塚表示

貝塚の分布範囲をモルタル躯体に磁器の焼成時に器台とする「ハマ」を表面に貼付けて表示したものを42カ所、貝殻を散布したものを2カ所設置しました。

・植生復元

史跡公園としての修景植栽及び集落景観の構成要素としての縄文の森の植生復元という二つの目標を立て、配置計画を立てました。

園路周辺及び外周に植栽する中・高木は、富士見市の現況植生と縄文時代の復元植生を参考にした樹種構成を基本としています。園路内側に配する樹木は、遺構の保護を考慮し、できる限り浅根性のものとし、中央の地被類は自然な景観となるように野草を基本としながら多様な利用が可能となるように一部芝生も取り入れました。また、利用・活用にも有用で、且つ野鳥・昆虫を集められる樹種の植栽を行いました。

縄文時代の植生復元にあたっては、遺跡内で検出された植物遺存体資料や水子貝塚周辺の低地のボーリング調査で採集した資料、関連遺跡のデータを参考としました。

以上の想定に基づき植栽した樹木は、56種、11,029本です。

高木 コナラ (341)、クヌギ (268)、ケヤキ (65)、シラカシ (147)、アラカシ (142)、スダジイ (67)、クスノキ (4)、ソヨゴ (47)、サルスベリ (5)、ムクノキ (29)、アカシデ (124) ブナ (16)、ハウノキ (5)、ヤマザクラ (38)、リョウブ (102)、ネムノキ (3)、マテバシイ (90)、ス

ダジイ (67)、エゴノキ (15)、エノキ (24)、トチノキ (9)、クリ (63)、オニグルミ (10) など約1,700本

中木 ヤブツバキ (372)、オトコヨウゾメ (30)、ガマズミ (32)、マユミ (16)、ムラサキシキブ (73)、ヤダケ (380)、アオキ (528) など約1,500本

低木 ウツギ (1,963)、クマザサ (1,822)、オカメザサ (2,640)、ヒサカキ (508)、サザンカ (316) など約7,800本

【学習関連施設】

- ・説明広場 1カ所
- ・野外学習広場 テーブル7台
- ・展示館 (鉄筋コンクリート造 平屋建て 建築面積約450㎡)

【その他の施設】

- ・便所 1棟
- ・物品庫 1棟
- ・展望台 1棟
- ・サークルベンチ 4箇所



図70 水子貝塚展示館 (ガイダンス施設)



図71 復元住居



図72 竪穴住居跡



図73 サークルベンチ



図74 展望台



図75 正門 (北門)

⑤公園整備事業費

公園整備費総額 765,857,000円

(うち国補助金151,500,000円 県補助金50,499,000円)

- ・委託料 (設計、工事監理、展示製作など) 132,195,000円
- ・工事請負費 593,423,000円
- ・事務費 40,239,000円

3 史跡の管理

史跡の管理・運営は富士見市の直営で、史跡隣接地に建てられている富士見市立水子貝塚資料館で行っています。

水子貝塚資料館は、市内上南畑にあった考古館を平成 10 年（1998）に移転したものです。また、平成 14 年（2002）には史跡南側の土地を取得（一部財務省から無償貸借）し、駐車場を設置しました。

平成 12 年（2000）から市民との協働による施設運営と生涯学習の推進を目的とした市民学芸員制度を導入しました。「市民学芸員養成講座」を修了した受講生の中で希望者を登録し、休日の園内ガイドや主催イベントの補助などの活動を行っています。

【休園日】

無し

【開園時間】

4月～9月 9:00～18:00

10月～3月 9:00～17:00

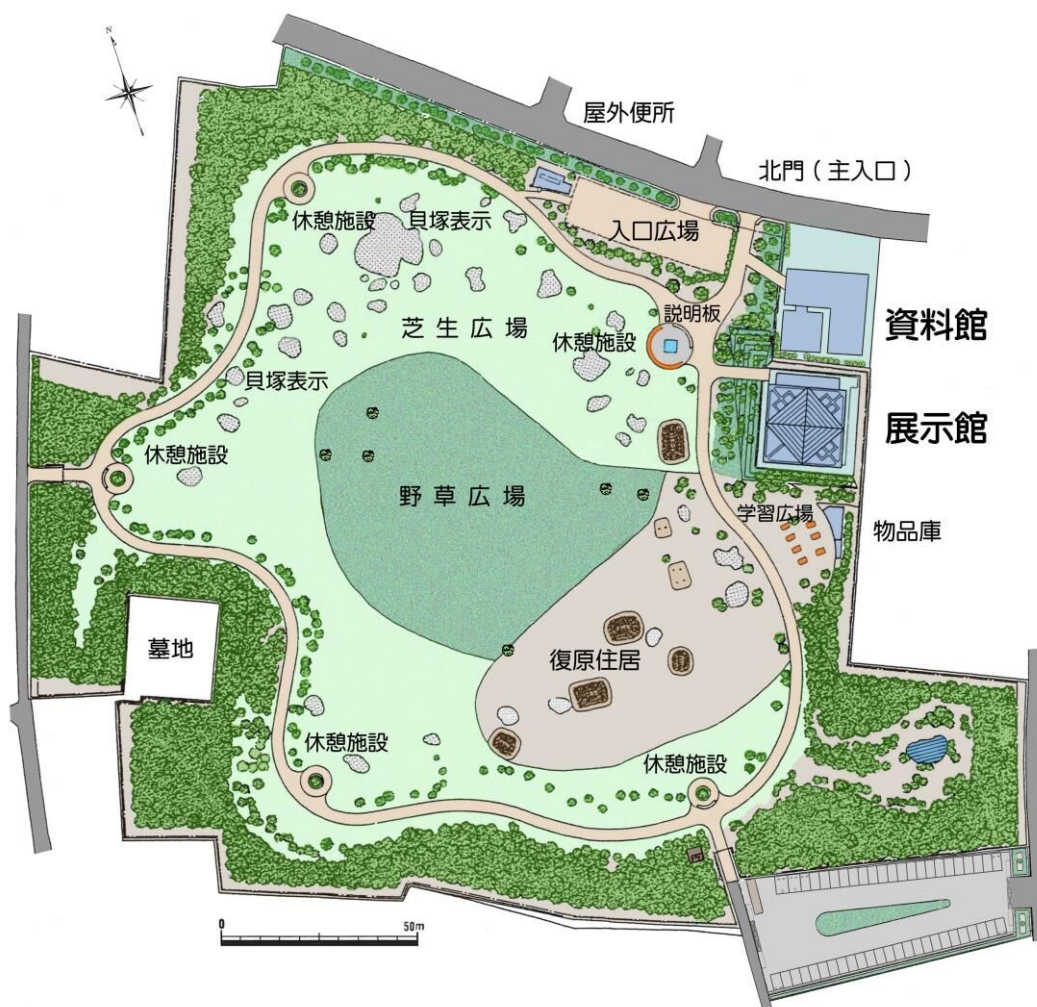


図 76 史跡水子貝塚公園平面図

4 史跡の活用

公園の来園者数の統計はとっていませんが、資料館の入館者は年間約 48,000 人です。公園利用の傾向としては、歴史学習や憩いの場としてはもちろん、ウォーキングなどの軽スポーツや遊び場としても利用されています。

学校教育との連携では、小学校6年生の社会科の歴史学習の場として定着しています。市内外の小学校から見学依頼があり、展示館での水子貝塚の解説映像の鑑賞、資料館での実物の土器や石器を手にとっての観察、復元住居内の見学、火起こしの体験をクラス単位にローテーションで行っています。また、全校遠足での利用もあります。

公園施設を活用した事業としては、「水子貝塚星空シアター」や「縄文土器づくり教室」、展示館を利用したコンサートなどを実施しており、毎年多くの参加者があります。



図 77 小学校社会科見学（復元住居）



図 78 小学校社会科見学（火起こし体験）



図 79 縄文土器づくり教室（土器の焼成）



図 80 学習広場での「まが玉づくり」



図 81 水子貝塚星空シアター

第6節 管理と活用の経過

1 管理の経過

平成6年から令和3年までの施設の管理に関わる主な経過は、以下のとおりです。

実施年度	内 容	理 由
平成6年度	開園 考古館職員が隣接地の仮設管理事務所に常駐し管理を開始	
平成8年度	学習広場の木製イス修繕 擬木コンクリート製に交換	腐食のため
	復元住居の燻蒸を専門業者に委託	防腐防虫のため（現在まで継続中）
平成9年度	資料館の管理棟竣工	
	竪穴住居跡の小屋組み修繕	腐食のため
平成10年度	資料館の展示棟竣工 考古館を移転	
平成12年度	考古館を水子貝塚資料館に改称	
平成13年度	サークルベンチの木製座板修繕	腐食のため
平成14年度	南駐車場の竣工・供用開始	
平成15年度	15号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
平成16年度	2号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
	樹木の剪定開始	現在まで継続
平成17年度	6号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
	学習広場のテーブル修繕（2台） 擬木コンクリート製に交換	腐食のため
平成18年度	1号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
平成19年度	17号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
平成20年度	展示館屋上の防水工事	
	竪穴住居跡の小屋組み修繕	腐食のため
平成21年度	園路の舗装修繕 透水性着色コンクリート舗装に変更	当初の土系舗装の表層が剥がれ路盤が露出したため
平成23年度	トイレ・物品庫の屋上防水・外壁塗装工事	
平成24年度	学習広場のテーブル修繕（5台） 擬木コンクリート製に交換	腐食のため
	展望台の修繕 根太、床板、階段手すりの部材交換	腐食のため
	サークルベンチの木製座板修繕 人工木材に変更	腐食のため
平成25年度	15号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成26年度	2号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成27年度	6号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成28年度	1号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成29年度	17号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
令和3年度	園路灯の修繕（LED化）	劣化、損傷のため

2 活用の経過

平成6年から令和3年までの水子貝塚公園を活用した事業は、以下のとおりです。

実施年度	内 容	備 考
平成6年度	水子貝塚公園オープン記念 水子貝塚まつり 土器づくり教室	9月 9月～12月
平成7年度	夏休み親子考古学教室 土器づくり教室	8月 9月～12月
平成8年度	水子貝塚星空シアター 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	8月 9月～12月 12月～1月
平成9年度	水子貝塚星空シアター 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	8月 10月～12月 9月～11月 12月～1月
平成10年度	水子貝塚星空シアター 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	8月 10月 5月～11月 1月～3月 12月～1月
平成11年度	水子貝塚星空シアター 子ども土器づくり教室 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	7月 7月 8月 5月～11月 9月～11月 12月～1月
平成12年度	水子貝塚星空シアター 子ども土器づくり教室 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 石器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 さわやか森コンサート	9月 7月 8月 5月～11月 9月～10月 11月 12月～1月 1月
平成13年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート	9月 8月～9月 10月 5月～10月 10月～12月 12月～1月 7月
平成14年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 10月 5月～10月 2月～3月 12月～1月 3月

平成15年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート 茅葺き屋根講習会・差し茅体験	9月 7月～8月 11月 4月～10月 10月～12月 12月～1月 2月 10月
平成16年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 1月～3月 12月～1月 2月
平成17年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成18年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成19年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成20年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成21年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 11月
平成22年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 11月
平成23年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 11月

平成24年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 12月
平成25年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 12月
平成26年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 熱気球の係留フライトと野外コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 2月 11月
平成27年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 熱気球の係留フライト 6号復元住居修理見学会	9月 7月 通年 9月～12月 11月 11月 2月
平成28年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 1号復元住居修理見学会	9月 7月 通年 10月～12月 11月 2月
平成29年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 17号復元住居修理見学会	9月 7月 通年 10月～12月 10月 2月
平成30年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 11月
令和元年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド	9月 7月 通年
令和2年度	夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド	7月 通年
令和3年度	土器づくり教室 土曜おもしろミュージアランド	1月～2月 通年

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡としての価値

史跡指定の理由となった「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である」という水子貝塚の評価は、指定から50年以上経過した現在でも変わりありません。

水子貝塚は、昭和10年代から存在が注目され、環状集落の成立期の典型的な事例として取り上げられてきており、考古学研究の進展に重要な役割をはたしてきました。水子貝塚の特徴は、76カ所の小貝塚が環状に分布していることです。そのうちの6カ所が発掘調査されており、そのすべてが竪穴住居跡内に存在しており、約6,000年前の縄文時代前期中頃の時期に相当することが明らかとなっています。縄文時代前期の貝塚は、廃絶され窪地化した竪穴住居跡に貝殻を遺棄しています。小貝塚のすべてが竪穴住居跡の中にあり、また17号住居跡のように貝塚を伴わない竪穴住居跡も存在すると仮定すると、前期中頃の竪穴住居跡が100軒以上埋蔵されていると推定されます。水子貝塚の集落の存続期間はおよそ200年間と想定されています。15住居跡・16号住居跡・17号住居跡の重複に見られるように、環状の76カ所の小貝塚と100軒以上の竪穴住居跡は一度に存在していたわけではなく、200年間の累積によるものです。

関東地方には、約300カ所の縄文時代前期の貝塚があります。水子貝塚と同じ前期中頃の貝塚で全容がわかる例として、ふじみ野市上福岡貝塚（竪穴住居跡32軒、小貝塚24カ所）、蓮田市黒浜貝塚（竪穴住居跡43軒、小貝塚6カ所）、春日部市犬塚遺跡（竪穴住居跡25軒、小貝塚15カ所）、我孫子市柴崎遺跡（竪穴住居跡50軒、小貝塚26カ所）、野田市槇の内貝塚（竪穴住居跡18軒、小貝塚11カ所）、柏市鴻ノ巣遺跡（竪穴住居跡21軒、小貝塚10カ所）・大松遺跡（竪穴住居跡45軒、小貝塚16カ所）小山台遺跡（竪穴住居跡26軒、小貝塚9カ所）・駒形遺跡（竪穴住居跡32軒、小貝塚9カ所）・富士見遺跡（竪穴住居跡84軒、小貝塚9カ所）、横浜市南堀貝塚（竪穴住居跡12軒、小貝塚無し）などがあります。それらと比較すると、水子貝塚の貝塚や推定される竪穴住居跡の数がいかに多いかがわかります。全国的に見ても、その規模は突出しています。

水子貝塚の最大の特徴である環状に分布する小貝塚すべてが破壊されず手つかずの状態であることは、史跡としての価値を高める重要な要素です。これは、開発が進む前の昭和40年代に遺跡の価値を認識し早い段階から保存に取り組んだこと、土地の公有地化にあたり土地所有者の理解と協力があつたことによるものであり、文化財保護の成果として評価されます。

水子貝塚の西側には縄文時代早期の終末から前期前半にかけての集落である打越遺跡が存在します。打越遺跡では前期中頃には集落規模が縮小し、それに代わり水子貝塚で集落が成立します。打越遺跡から水子貝塚に村が移動したことが考えられます。打越遺跡と水子貝塚を合わせて考えると、縄文海進時に大規模な集落が1,500年以上も長期的

に営まれていたこととなります。両遺跡は、豊富な海産資源を背景に成立した拠点的集落だったと想定されます。水子貝塚からは、甲信地方の土器も出土していることから入間川流域をはじめとする内陸部とも接点がありました。いわば山と海の文化をつなぐ要衝地域であり、他地域から多くの縄文人が訪れた交流拠点であったことも考えられ、縄文人の行動を知る上で鍵を握る極めて重要な遺跡であるといえます。

貝塚が貴重とされる理由として、貝殻の炭酸カルシウム成分によって酸性土壌が中和され、通常酸性土壌の遺跡ではなくなってしまう獣や魚の骨などが良好な状態で残存していることがあげられます。水子貝塚からも多くの獣や魚の骨が出土しています。それらを分析することによって水子貝塚に暮らしていた人々が何を食べ、どのような環境下で暮らしていたかを具体的に知ることができます。さらに15号住居跡から出土した人骨と犬骨は、縄文時代前期の埋葬形態を知ることのできる希少な事例であり、貝塚ならではの資料といえます。

水子貝塚は、ごく一部の発掘調査にも関わらず縄文海進時における人々のくらしや自然環境を知る貴重な情報を提示しています。史跡全域には想像を超える膨大な資料が内包されていると考えられ、縄文文化を解明する上でとても貴重であり価値の高い遺跡であるといえます。

水子貝塚の本質的価値

- 縄文時代前期の76カ所からなる環状の小貝塚群は全国最大級である。
- 縄文時代前期の環状集落として全国最大級である。
- 貝塚と環状集落全域が良好な状態で保存されている。



図82 水子貝塚公園航空写真（北東から撮影）

第2節 史跡公園としての価値

水子貝塚公園は、5棟の復元住居や貝塚の表示、コナラやクスギなどの樹木の植栽などによって縄文時代の景観を再現した史跡公園です。また、水子貝塚のガイダンス施設である水子貝塚展示館、さらに水子貝塚資料館を併設しており、水子貝塚や富士見の原始古代の歴史について総合的に学ぶことができます。昭和54年（1979）に策定した保存管理計画で示した地点貝塚の表示、植樹による縄文時代の植生復元と周辺地域から隔絶した空間づくり、復元住居の建築、古代の村の中央部で展開された生活を考えることができ市民が活用できる広場、水子貝塚を理解することができ史跡公園を管理運営する博物館の設置という基本的な整備の方針は具体化されています。

整備計画中の史跡もありますが、水子貝塚公園のように遺跡全体が保存され、復元住居などを立体的に整備し、資料館や博物館と一体となった縄文時代の史跡公園はあまりありません。

【関東甲信地方の復元住居等の立体的整備や博物館等を併設する縄文時代の史跡公園】

- ・埼玉県
水子貝塚（富士見市 ガイダンス施設・資料館併設）
- ・神奈川県
勝坂遺跡（相模原市 ガイダンス施設併設）
三殿台遺跡（横浜市 考古館併設 縄文～古墳）
大塚・歳勝土遺跡（横浜市 博物館隣接 ※弥生時代）
- ・千葉県
加曽利貝塚（千葉市 博物館併設）
- ・茨城県
上高津貝塚（土浦市 考古資料館併設）
- ・群馬県
矢瀬遺跡（みなかみ町 親水公園内 資料館近接）
- ・栃木県
根古谷台遺跡（宇都宮市 ガイダンス施設併設）
寺野東遺跡（小山市 ガイダンス施設併設）
- ・山梨県
金生遺跡（北杜市 復元住居3棟）
梅ノ木遺跡（北杜市 ガイダンス施設併設）
- ・長野県
尖石石器時代遺跡（茅野市 博物館隣接）
平出遺跡（塩尻市 ガイダンス施設併設）
井戸尻遺跡（富士見町 考古館隣接）
大深山遺跡（川上村 復元住居）



図83 根古谷台遺跡の復元住居



図84 井戸尻遺跡の復元住居



図85 平出遺跡の復元住居



図86 尖石遺跡の復元住居

第3節 都市公園としての価値

水子貝塚公園は、昭和45年（1970）12月に都市計画決定されています。都市計画法第11条の規定による都市施設であり、都市計画運用指針による「特殊公園（歴史公園）」に該当します。ただし、条例では独自に「富士見市歴史の広場条例」を制定しており、市都市公園条例の対象から除外されています。

昭和54年（1979）策定の保存管理計画では水子貝塚の公園化にあたっては、市民が史跡としての重要性を理解しやすいこと、容易に利用でき親しみやすい施設であること、国指定の史跡であると他に誇れる施設であること、周辺地域の環境に調和をもつこととしています。さらに、広場で遊び、スポーツができ、祭りもできる一大憩いの場であり、古代にひたり、現代に活用され、自然に学習効果の上がる施設、すなわち多目的公園であるなら、公園の特殊性を活かした表現と相まって、市民から浮き上がらない、活気に満ちた水子貝塚として将来に向かって存在価値は保障されるとし、市民が身近な公園として利用することも念頭におかれています。

水子貝塚公園は、市内の都市公園としてはびん沼自然公園、運動公園に次ぐ面積を有しています。中央の広場で遊ぶ家族や、園路をウォーキングやジョギングする市民の姿が日常的にみられ、「近隣公園」としても親しまれています。



図87 水子貝塚公園の利用風景①



図88 水子貝塚公園の利用風景②

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題

1 保存盛土の流出

保存盛土は、遺構面より約100 cmとし、現況面から平均50～60 cmの盛土をしています。公園内の標高は南西から北東に向かって傾斜しており、比高差は約50 cmです。豪雨時は公園内で涵養できない雨水が大量に北東に向かって流出しています。この雨水の流れに沿って表層の下刻が進行しています。特に公園東側の学習広場付近から説明広場、資料館前までが顕著で、1～5 cmの下刻が認められ、土が北側の市道へ流出しています。平成22年に実施した園路舗装修繕時に若干の改善を図りましたが、およそ10年で再び進行してきています。雨水による盛土の流出を防ぐ手法の検討の必要があります。



図89 豪雨時の雨水の流出



図90 雨水による盛土の流出

2 縄文の森・樹木の根による遺構への影響

貝塚をとり囲むように園路を配置するようにしましたが、園路や植栽の設計上、北西の一部では園路の外側に貝塚が配置されました。このため貝塚周辺は植栽され、樹木の成長とともに樹根による遺構への影響が懸念されます。環境整備時、深根性高木による影響も考慮して保存盛土の厚さを決定しましたが、隣接地の畑の下にも樹根が伸びているとの情報があり、樹根による影響を確認する必要があります。

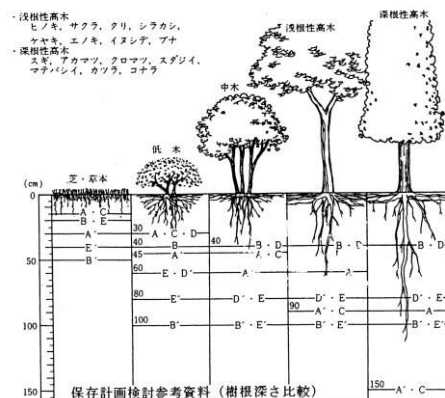


図91 公園整備設計時の樹根の想定深度



図92 貝塚表示に近接する樹木

第2節 活用の現状と課題

1 活用

水子貝塚資料館では体験型の事業に力を入れており、水子貝塚公園を活用して「縄文土器づくり教室」「まが玉づくり」などを実施しています。来園者アンケートの結果では、体験学習を目的とした来園もあることから、さらにサービスを充実していく必要があります。一方で、人気の体験メニューでは100名前後の参加者があり、公園内の学習広場では対応できないこともあることから、体験施設の拡充を検討する余地があります。また、こうした事業をさらに充実させていくためには市民学芸員の存在が不可欠であり、今後さらに登録者を増やしていく必要があります。

主要展示物である復元住居は、15号復元住居内には縄文人の生活の様子を再現しており、自由に中に入って見学できるようにしています。また、2号復元住居は学校見学の際や見学の希望があれば内部を公開しています。資料館主催事業の「夏休み縄文体験」で復元住居に宿泊もしていましたが、近年の猛暑により室温が高くなったため実施は見合わせています。今後検討すべき課題として、水子貝塚公園の30%を占める縄文の森の活用があります。これまでも枝を縄文土器の焼成用の薪、葉を草木染め、木の実を工作などに利用してきましたが、資源として十分に有効活用できていないといえません。樹木の高木化による近隣への影響が大きな課題となっていますが、都市部では貴重となった豊かな雑木林の景観を維持しています。これらをさらに活用し、自然に親しみ大切にする心を育む取り組みが必要です。

水子貝塚資料館で活動している団体として、「富士見市資料館友の会・土器づくり部会（昭和58年発足）」と古代の織物を製作している「からむしの会（平成9年発足）」があります。土器づくり部会は、水子貝塚公園内で土器の焼成実験を定期的に行っており、資料館が主催する土器づくり教室の支援も行っています。

これまでの活用の実績を踏まえると新たな取組は少なく、固定化しています。市民や団体と協働し、施設の充実を図りながら、さらに活用の幅を広げる必要があります。

【主な水子貝塚資料館主催事業】

- ・企画展（年1回）
- ・企画展関連講演会「ふじみ考古学教室」
- ・ジュニア考古学クラブ（全5回）
- ・夏休み縄文体験
- ・縄文土器づくり教室（全4回）
素地づくり、成形、磨き、焼成
- ・水子貝塚星空シアター（9月第1土曜日）
野外映画会、縄文体験（やり投げ・火起こし）、まが玉づくり、ステージ発表、模擬店など
- ・土曜おもしろミュージアム（第1又は第2・第3土曜日、午前・午後2回）
まが玉づくり、縄文ポシエットづくり、アンギン編み、草木染め、ミニ土器づくり、はにわづくり、どんぐりのカレンダーづくりなど
- ・体験！いつでもセブン（土・日・祝日、長期休暇）

まが玉づくり、貝の腕輪づくり、火起こし、どんぐりクラフト、ブンブンごま、じゅず玉の腕輪づくり、古代の鏡づくり

2 情報提供

史跡の理解と学習のために、案内リーフレットの頒布や企画展の開催、市ホームページで紹介などを行っています。また、県内の史跡を管理する自治体と連携し、企画展やシンポジウムなども開催しています。

外国語表記のリーフレットやパンフレットなど外国人に向けた情報提供が課題です。

【史跡案内刊行物】

- ・案内リーフレット（無償）
- ・解説パンフレット（有償）



図 93 案内リーフレットと解説パンフレット

【史跡に関連する企画展】

- ・平成 13 年度企画展「縄文海進と貝塚」
- ・平成 14 年度企画展「富士見の発掘三十年」
- ・平成 16 年度企画展「水子貝塚公園開園 10 周年記念 水子貝塚の 6000+10 年」
- ・平成 20 年度企画展「富士見に海が来た頃」
- ・平成 24 年度企画展「縄文前期のムラー富士見市とその周辺ー」
- ・平成 27 年度企画展「海と貝塚ー関東地方の貝塚を探るー」
- ・平成 29 年度企画展「竪穴住居の世界」
- ・令和元年度企画展「水子貝塚史跡指定 50 周年・水子貝塚開園 25 周年記念 水子貝塚ーまもり伝える縄文のムラー」
- ・令和 3 年度企画展「埼玉の四大貝塚ー国指定史跡 水子貝塚 真福寺貝塚 黒浜貝塚 神明貝塚」

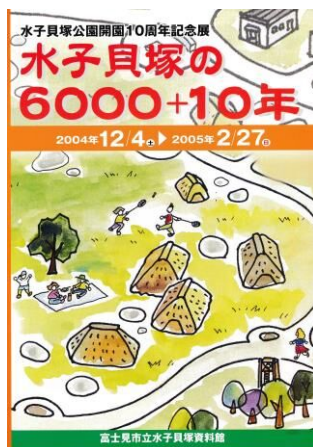


図 94 水子貝塚資料館発行の史跡関連企画展の図録

3 調査研究

水子貝塚の発掘調査は、史跡整備事業に伴い実施されたのが最後となります。この成果は、平成7年（1995）に刊行された発掘調査報告書に総合的にまとめられています。その後は水子貝塚に関する研究については大きな進展がみられていないのが現状です。

現在は考古学研究の中でも自然科学的な分析や研究が大きく進展し、それまで知り得なかった新たな情報を提示しています。水子貝塚については、貝塚から発掘された貝、骨、炭化材などについて当時可能であった分析を行っていますが、現在の分析方法を用いれば新たな知見を得られる可能性があります。しかし、分析にかけるサンプルがあまりなく、新たに入手する必要があります。貝塚への樹木の根の影響調査にあわせ、新たなサンプルを採取し、分析結果を再整備に反映させることを目的とした貝塚の部分的発掘調査の実施も検討します。

また、水子貝塚をはじめとする市内に存在する貝塚について総合的な研究を進めることも重要です。縄文海進時の遺跡の全体像を明らかにすることで、文化財の活用の幅を広げるとともに富士見市の歴史の大きな特徴としてアピールすることができます。

第3節 整備の現状と課題

1 縄文の森の樹種の変化

公園内の植栽は、史跡公園としての修景植栽と集落景観としての縄文の森の復元という2つの目的で実施したものです。樹種については、発掘調査の出土資料や、江川低地のボーリング調査等を参考にし、コナラ・ミズナラ・クヌギを主とする落葉広葉樹林、クリが比較的多く、ケヤキ・クマシデ属、ムクノキ、エノキ、カヤ類・シラカシなどの常緑広葉樹が僅か混じるとしました。この想定に基づき56種11,029本の樹木を植栽しました。

現状では、一見当初の2つの目的は達成されたようですが、1,771本植栽した高木の樹種に大きな変化が表れています。シラカシ・アラカシ・マテバシイなどの常緑広葉樹の樹勢は強くなっていますが、落葉広葉樹の中でクリ・トチ・オニグルミ等の縄文人が主食としていた木の実を収穫できる樹種が立ち枯れし減少してきています。クリは63本植栽しましたが10本以下、トチは9本のうち数本、オニグルミも10本のうち数本となっています。残っている樹木の樹勢も弱くなっています。

植栽時には高さ3.5m、幹回り20cm、直径8cmだった樹木が、現在は高さ20m、幹回り1.5m、直径40cmを超える高木に成長し、密集しています。高木化・密集化の要因として、植栽間隔が3～4mと狭いことがあげられます。クリやクルミ、トチなどが減少している要因は、樹木の密集化や高木化による日照不足と、樹種を園内各所に分散して植栽した結果、常緑広葉樹などの他の樹木の樹勢に負けて淘汰されたものと考えられます。

樹木の成長は、施設にも影響を及ぼしています。サークルベンチの中央に植栽したケヤキの根上がりにより、サークルベンチ周囲の舗装にひび割れや段差が生じています。また、地下約1mに埋蔵されている貝塚に樹木の根が達していることが懸念されています。

すが、樹木の成長を考慮せずに貝塚との十分な距離を確保しないまま周辺に高木を植栽したことが要因です。

現状のままで植栽を管理運営していくと常緑広葉樹を中心とした森に変化していくことも予想され、環境整備時の目的のひとつである落葉広葉樹を中心とした縄文の森とは異なる森となる恐れがあります。

そのため現状での公園内の樹種の実態を把握すること、最新の縄文時代の植生研究の調査などを行い、植栽の管理手法を検討していく必要があります。

令和2年からカシノナガキクイムシによるいわゆるナラ枯れ被害が発生しており、コナラを中心に約100本が被害を受けていますが、現在のところ枯れたものは数本です。



図95 植栽の密植状況①



図96 植栽の密植状況②



図97 樹勢が弱くなったクリ

2 縄文の森の樹木の高木化による近隣への影響

樹木の成長により、公園内からは公園外の住宅などの現代建築物が見えなくなり縄文時代の景観を創出している一方で、樹木の成長は高木化をも意味し、高さ20mを超える樹木もあり、公園外の周辺住宅や畑に様々な影響を及ぼしています。

この間、公園北及び北西側の住宅地では日照への影響、北側の駐車場では着雪した枝の落下、東側の畑では木の実の落下、東側の住宅地では着雪した枝の落下、南側の駐車場では大量の落葉の飛散、南側の畑では大量の落葉の飛散・木の実の落下と樹根による水分の吸収、南側の住宅では着雪した枝の落下や台風などの強風時に枝が揺れて家屋に当たる、西側墓地では大量の落葉の飛散、西側畑では日照への影響と樹根による水分吸収などが発生しています。公園敷地の境界近くに高木を植栽したことによる弊害です。

平成28年からは樹木維持管理業務委託の中で、隣接地に影響を及ぼしている樹木の剪定・伐採を実施していますが、限定的な対応となっています。

公園内では台風などの強風時や積雪による倒木や枝折れ、毎年の大量の落葉があることから、環境整備時の方針を維持しつつ、安全安心な史跡の保存と活用を図るために高木化した樹木の取扱いについて検討していく必要があります。



図98 高木化した樹木



図99 北側住宅（右）への日照の影響



図100 落葉の飛散（西側墓地）



図101 落葉の飛散（南側畑）



図102 畑への日影（西側畑）



図103 積雪による枝折れ



図104 強風による倒木（復元整穴住居付近）



図105 台風による枝折れ（公園内・説明広場付近）

3 貝塚表示の劣化

貝塚の所在を表す貝塚表示は、地点貝塚の分布範囲をモルタル躯体で表示し、表面に磁器の焼成に器台とする「ハマ」を貼り付ける手法として表現しました。経年によりモルタル躯体からハマがはずれ、現在は当初整備時の予備で修繕してきていますが、今後の修繕手法も検討していく必要があります。

また、2カ所で実際の貝塚出土の貝殻を散布した貝塚表示も行っていますが、数年で埋没して草地となり、何度か散布してきましたが貝殻もなくなり凹地となったままです。表現手法の検討の必要があります。



図 106 ハマのはずれた貝塚表示



図 107 草地になった貝殻散布貝塚表示

4 復元住居

縄文時代の集落景観の復元では、重要な施設に位置付けられます。環境整備時から20年以上を経過し倒壊の恐れもあるなど老朽化が進んできたことから、平成25年から1棟ずつ全面改修を実施し、平成29年で完了しました。

復元住居を良好な状態で維持するため、茅屋根の燻蒸を専門業者に委託して年4回実施しているほか、日常的に外部・内部の点検を行っています。

整備当初の復元住居の茅屋根は、民族事例を参考として穂先を下に向けて葺きましたが、腐食がはやく約10年で差し茅修繕を実施しました。その後も茅屋根の劣化や堅穴の壁の崩落が進みました。壁面の崩落原因は、壁を押さえる材料として使用した細い枝が腐食しやすく強度も弱かったためです。約20年で全面改修することになり、平成25年度から1棟ずつ実施した全面改修では、茅屋根を通常の穂先を上に向けた葺き方とし、堅穴の壁も丸太材に変更し強度を高めました。

最初に全面改修し、それから9年が経過した15号復元住居の現状は、茅屋根の表面がやや劣化しているものの全体の状態は良好な状態を維持しています。他の4棟も良好な状態ですが、樹木で日陰になり陽当たりの悪い立地にあるものが茅屋根の劣化がはやい傾向にあります。

これまでの管理運営では、屋根材である茅葺き部分の劣化が進行し、10年目に差し茅の修繕、20年目に全面改修を実施しています。施設の長寿命化のための管理のあり方を検討していく必要があります。



図108 修繕が完了した復元住居



図109 委託による燻蒸作業（年4回）

5 竪穴住居跡

復元住居5棟とは別に、小屋組みの竪穴住居跡を2棟設置しましたが、小屋組み部分は腐食が進み、幼児が登るなど危険であるため撤去し、柱のみとなっています。また、竪穴も埋没し、窪地化している状態で、展示物としての機能をはたしていません。活用も視野に入れて設置したものであり、今後のあり方を検討する必要があります。



図110 埋没した竪穴住居跡

6 展示館（ガイダンス施設）

展示館は、貝塚と竪穴住居跡の実物大造形保存展示と視聴覚機器による解説映像が組み合わさった演出と、発掘調査で出土した資料の展示や解説パネルによるオリエンテーション・ガイダンス機能をもたせた施設です。

造形保存展示は、遺構を実物大で体感できるものとして展示館の中心となる部分です。現状では、経年による退色と一部亀裂が見られるようになってきており、日常点検による経過観察の必要があります。大型スクリーンに映し出す解説映像は、およそ17分の水子貝塚を理解するためのものです。環境整備時には映像と造形保存展示にスポットライトを用いた演出のプログラミングがされていましたが、機器の入替えによってスポットライトによる演出等はできなくなっています。

現状は、小学校の歴史学習、団体見学、休日の来館者に対して上映しており、年間の視聴者数は、約4,000人です。この解説映像は、当初整備時に制作したものであり、その後の考古学や関連諸科学の研究の進歩により、説明内容に齟齬^{そご}が出てきています。展示や解説パネルも、展示資料の若干の展示替えを行っているほかは、環境整備時から変更されていません。

また、来館者からは、展示館が公園内から樹木に隠れてわかりづらい、入館しても館内が暗いため入りづらいという声も聞かれます。

新たな解説映像の制作や展示のリニューアルを検討していく必要があります。



図 111 展示館の外観



図 112 展示館の内部（造形保存展示と大型スクリーン）

7 園路の損傷

園路は、環境整備時には景観に合うように自然砂舗装としていました。しかし、表層が濡れると滑りやすく、摩耗しやすい素材でした。北東部の園路は雨水の流路となり、表層の剥離が進行し、路盤が剥き出しの状態となりました。そのため、平成 22 年に全面修繕しました。舗装材は、着色透水性コンクリートとしました。歩きやすく、すべりにくいため、園路をウォーキングする利用者が格段に増えました。

一方で、学習広場付近とサークルベンチ周囲の園路の損傷が認められます。学習広場付近の損傷の原因は、園路の縁に沿って流れる雨水により舗装面と路盤の間に隙間が生じたことによるものです。隙間を補修し、破損の拡大を防止しています。サークルベンチ周囲の亀裂や浮き上がりの損傷の原因は、中心に植栽している樹木の根上がりによるものです。各所とも簡易的な修繕を行っています。



図 113 園路の段差と損傷（学習広場付近）



図 114 園路の損傷とサークルベンチの段差

8 展望台の劣化

水子貝塚の環状に分布する貝塚を一望でき、縄文のムラを鳥瞰できるよう、高さ 4 m の展望台を設置しました。これまでに金具による補強や床板の修繕を実施していますが、部材の劣化が進行しています。また、周辺に植栽した樹木の高木化により、公園内を一望できなくなっています。そのため、利用者は少なくなっており、展望台のあり方について検討する必要があります。



図 115 展望台



図116 展望台からの景色（平成14年）



図117 展望台からの景色（平成28年）

9 サイン

当初整備時には、展示館（ガイダンス施設）で総括的に説明することを踏まえ、公園内の解説などのサインは必要最小限に抑えました。そのため、公園内での説明は、説明広場の縄文海進時の奥東京湾を表示した大型説明板と、北門、南門、西門の壁面の説明板だけとなっています。設置場所が分散しており、施設の全容が理解しにくいという側面があります。説明板は、耐久性に優れた磁器製としています。

このうち、大型説明板は、ひび割れ、浮き上がり認められます。磁器板そのものの劣化によるものではなく、コーキングの隙間から入った水が凍結、膨張し、磁器板に負荷がかかったことが原因として考えられます。

壁面に設置した説明板には、顕著な異常は認められません。

平成25年からの復元竪穴住居の修繕にあわせ各復元住居に説明板を新設しました。

サインは、学習や散策の補助として重要な役割を持つものであることから、史跡や施設を理解するためのサインの設置を検討していく必要があります。



図118 北門壁面説明板



図119 大型説明板



図120 大型説明板破損状況



図 121 北門壁面説明板



図 122 新設した復元住居の説明板（2号復元住居）

10 学習広場

広場内には、180 cm×90 cmのテーブル7台とベンチイスを設置しています。小学校の見学時のまが玉づくりや火起こしなどの体験学習や資料館主催事業の会場として使用しているほか、来園者の休憩場所として提供しています。設置当初は木製でしたが、腐食のため擬木コンクリート製に改修しました。

屋根がないため雨天時は使用できないことから、活用が限定されています。



図 123 学習広場

11 雨水流出による道路冠水

豪雨時は公園内で処理できない雨水が大量に北東に向かって流出し、公園北側の市道は一時的に冠水します。

保存盛土の流出とともに公園外への影響を最小限に抑える手法を検討していく必要があります。



図 124 公園北側の市道の冠水状況

12 周辺環境の変化

北西に建設が予定されている都市計画道路のみずほ台駅東通線の開通や周辺の宅地化により、史跡の周辺環境が今後大きく変わる可能性があります。

第4節 管理運営の現状と課題

水子貝塚公園の管理・運営は、水子貝塚資料館で行っています。水子貝塚資料館の職員は、令和4年現在で正規職員3名（館長、学芸員2）、会計年度任用職員5名の計8名体制で、日曜日と火曜日はローテーション勤務となっています。除草や樹木の剪定、閉門作業などは委託していますが、職員が常駐し管理をしていることで施設は良好な状態で維持されています。主要な展示物である復元住居は、開園当初は茅屋根に登る、茅材を抜くといった行為が頻繁にありましたが、平成25年（2013）からの全面改修以後は注意喚起の看板の設置や園内放送を行うなどの対策を講じたことによりほとんどなくなりました。

管理面において最も重視している点は、来園者が安全安心して利用できる環境の維持です。園内は樹木が多いため枯れ枝が落下することがあります。常時見回りし危険な場合は即座に撤去しています。

来園者の状況を詳細に把握し運営に反映するために、平成30年（2018）にアンケート調査を実施しました。実施日は、最も一般利用の多い5月5日とし、午前10時から午後3時30分までの間に190組272人から回答を得ることができました。

居住地では、市内102組（53.7%）、市外88組（46.3%）でした。市外では近隣市町からの来園者が多く、都道府県別では埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県で、遠方では新潟県からの来訪者もいました。来園回数では、「はじめて」が46組（24.2%）、「複数」が144組（75.8%）でした。はじめての来園者の居住地は市外が93.5%でした。来園目的では健康、遊び、犬の散歩、学習の順であり、都市公園としての利用が多く、史跡の見学を目的とした利用は少ない傾向でした。

なお、調査時間中の来園者数は802人であり、調査時間外（午前9時～10時、午後3時30分～6時）の来園者を含めると、休日为好天の日の来園者は1,000人程度と推測されます。なお、調査日の資料館入館者数は309人でした。

水子貝塚公園は、史跡公園と都市公園という二面性を有しています。平日は散歩やウォーキングなどを目的とした中高齢者が利用者の多数を占め、休日はそれに加え幼児・児童とその保護者、家族での利用が目立ちます。日常的な利用を含め来園者は多いものの、施設の見学や歴史の学習を目的とした来園者は限られています。史跡としての知名度と魅力度の向上が課題といえます。また、歴史や文化財にあまり興味のない一般利用者の関心をひく取組も必要です。

【主な管理運営関係委託業務】

- ・公園等維持管理業務委託（閉門、休館日の開閉門、園内除草・清掃等軽作業）
- ・清掃業務委託（展示館・資料館の清掃週2回）
- ・復元住居燻蒸殺菌業務委託（年4回）
- ・警備業務委託
- ・樹木維持管理業務委託
- ・展示館の設備（消防設備、自動ドア、空調設備、AV機器）保守点検業務委託



図125 樹木維持管理委託（除草）

第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

第1節 計画の方向性

史跡水子貝塚は、昭和54年(1979)の保存管理計画、昭和59年(1984)の保存整備基本計画を受け、平成3年(1991)に整備基本設計を策定し、それに基づいて環境整備が行われました。この環境整備では、史跡指定要件が縄文海進期の貝塚と集落であることを踏まえ、基本設計における公開・展示方針、総合配置方針により、遺跡の保存を図りながら大規模な環状集落である遺跡の形態及びスケールを示しました。今後の保存活用計画においても、この基本設計による方針を継承していくこととします。

ただし、平成6年に供用を開始してから経年とともにさまざまな課題や史跡を取り巻く環境、社会情勢にも変化が生じてきています。前項で整理した課題を解消し、最新の研究成果を踏まえつつ、保存、管理、活用、整備を図り、将来の再整備を見据えた柱となる基本方針を次のように設定します。また、SDGsの理念を尊重し持続可能な開発目標のうち「目標4 質の高い教育をみんなに(ターゲット4-7)」「目標11 住み続けられるまちづくり(ターゲット11-4)」の達成に向けた管理・運営を行ないます。

基本方針①史跡を未来へ継承するための適切な保存

基本方針②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理

基本方針③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

基本方針④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備

基本方針⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営



第2節 基本方針

①史跡を未来へ継承するための適切な保存

国民共有の財産である史跡の本質的価値を損なうことなく恒久的に保存するために引き続き適切な保存措置を図るとともに、盛土の流出などの保存上の課題についても調査し、解消に向けた検討を行います。

また、史跡の保存状態の確認と新たな資料の収集を目的とした発掘調査を実施します。

②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理

復元住居などの展示物の管理マニュアルを作成し、良好な状態で維持します。また、修繕については長期的な視野をもって計画的に取り組みます。

③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

体験型事業の充実、学校教育との連携、市民活動の援助など、活用の幅を拡大します。

④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備

縄文時代前期の最大規模の貝塚と、その集落景観を整備した史跡公園という特徴を、さらに理解しやすく、学習や活用の向上につながる再整備の計画を進めます。

⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

市民学芸員との協働による運営や地域住民、地域団体との連携を強化します。

第7章 史跡の保存と管理

第1節 保存の方向性

史跡指定地 39,346.85 m²のうち 98.5%にあたる 38,727.80 m²は公有地化され、公園として整備されています。残る 1.5%にあたる 619.05 m²は既存の集合墓地であり、平成4年に現状に整備されています。この集合墓地は、移転が難しいため公有地化を見送った経緯がありますが、指定地であることから将来的な公有地化も視野にいておく必要があります。

このように史跡指定地内においては住宅の建築や道路の建設など保存に影響を及ぼすような現状変更の可能性は低いと想定されますが、将来的な再整備等も見据えて具体的な現状変更の取扱基準を定めておく必要があります。

なお、史跡の追加指定については、隣接地の開発に伴う発掘調査では史跡に直接関連する遺構は確認されておらず、史跡の範囲も十分に確保されていることから対象となる土地はありません。

現状において課題となっている盛土の流出や樹木の根による遺構への影響などについて、重点的に調査、検討を行っていきます。

第2節 保存の具体的な取組

基本方針①「史跡を未来へ継承するための適切な保存」に沿って、以下のように取り組めます。

- 貝塚等の遺構の分布する付近の樹木の根による影響の確認と新たな資料の収集を目的とした発掘調査を実施します。調査は公開とし、史跡の理解にも役立て、成果を再整備に反映します。
- 保存盛土の流出防止策を検討します。
- 大雨時等の雨水流出を抑えるための工法を検討します。
- 史跡としての本質的価値を高めるための研究を継続し、その成果を展示や刊行物などで報告します。

主な取組

- ・ 傾斜地形に対して流出しない盛土工法の検討
- ・ 貝塚の保存状態の確認と資料収集のための発掘調査の実施
- ・ 遺構に影響を及ぼす樹木の伐採、伐根の検討
- ・ 雨水流出を抑える工法の検討
- ・ 水子貝塚と近隣貝塚の総合的な研究

第3節 現状変更の取扱基準

史跡指定地内において、現状を変更する又は史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可が必要となります。史跡の本質的な価値を守るために、現状変更の取扱基準を以下のとおり定めます。

【現状変更取扱基準】

項目	取扱基準
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> 整備は、史跡の本質的価値を損なわないように行う。 整備後は、史跡の保存・活用に必要な範囲で現状変更を認める。
土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。
建築物 ・住宅、物置など	<ul style="list-style-type: none"> 新築は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 既存建築物の増改築は、必要最小限度の規模で、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
工作物 ・電柱、側溝、柵、塀、説明板、展示物など	<ul style="list-style-type: none"> 新規工作物の設置は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 改修は、維持管理上必要な場合で、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とする道路の新設、移設、拡幅と、既存道路の修繕、補修は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
埋設設備 ・電気、給水、雨水、排水、污水など	<ul style="list-style-type: none"> 新設は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とするもので、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の植栽は、史跡の整備に関わるもの及び維持管理上必要なもの以外は原則として認めない。 根の伸長など史跡の保存に影響を与える樹木は、伐採、抜根を認める。 近隣に影響を与える樹木は、伐採、抜根を認める。 史跡の管理に支障のある樹木は、伐採、抜根を認める。 史跡の整備に支障のある樹木は、伐採、抜根を認める。
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、整備を目的とするもの以外は原則として認めない。

【現状変更許可申請区分】

許可区分と法令		行為の内容
文化庁長官	文化財保護法第125条	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の増改築及び除去 ・既存建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物等の増改築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・史跡の保存、管理、整備に関わる建築物、掘削を伴う設備工事 ・史跡の保存及び景観に影響を与える樹木の植栽、抜根 ・発掘調査（史跡の保存、整備を目的とするもの）
富士見市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの） ・道路の舗装もしくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置、改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置または改修（土地の形状変更が最小限度のやむを得ない程度をこえないもの） ・木竹の伐採 ・建築物等（設置から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの）の除去

第4節 管理の方向性

復元住居などの展示物、樹木の剪定、広場の除草、展示館の修繕など、日常的な管理は、これまでと同様に水子貝塚資料館で行います。

しかし、クリ・クルミなどの特定樹種の減少、高木化と密集化による近隣への影響、復元住居などの展示物の経年劣化などへの対応については、長期的な計画に基づく管理を行っていきます。

【主な管理（一部委託も含む）】

- ・開門、閉門
- ・清掃
- ・樹木剪定
- ・除草
- ・復元住居の燻蒸
- ・展示館等建築物の保守・修繕
- ・施設の点検
- ・枯枝等危険物の除去

第5節 管理の具体的な取組

これまで継続して行ってきた日常的な管理に加え、基本方針②「史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理」に沿って、以下のように取り組みます。

- 復元住居や貝塚表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成を進めます。
- 史跡として復元した修景を維持しながら、近隣住宅地や畑地への影響を抑えるために、高木化した樹木の整理を検討します。
- 市民が楽しみ学習しながら復元住居や縄文の森の維持管理に継続的に関わる市民参加型の管理方法を検討します。

主な取組

- ・復元住居、貝塚表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成
- ・樹木調査と台帳の整備
- ・近隣に影響を与える樹木の剪定などの計画的な管理
- ・市民参加型管理の具体的内容と方法についての検討

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

水子貝塚公園は、活用も視野に入れた整備がされており、これまでに水子貝塚資料館が主催するイベントの会場として利用してきました。特に毎年9月に開催している「水子貝塚星空シアター」は、地域の活性化と観光を目的として地域の幼稚園・保育園、J A、商店会、市民団体と実行委員会を組織して実施してきています。映画上映に加え、和太鼓やダンスなどのステージ発表、まが玉づくりや槍投げなどの体験、模擬店など内容を充実させながら令和4年に25回目を迎えました。

学校教育では、社会科の歴史学習、地域の歴史や自然を学ぶ総合学習、全校遠足などに利用されてきました。とくに歴史学習においては展示館での解説、復元住居の見学、火起こし体験など、施設の特徴を活かした内容で実施しています。

近年は公民館を活動の場としていた地域のヨガや太極拳サークルの様子も見受けられるようになり、ウォーキングなどの市民の個人のみならず団体での利用もされるようになってきています。

資料館で実施している既存事業に加えて、史跡水子貝塚保存整備委員会や地域住民、地域団体の提案、デジタル技術の導入、活用施設の見直しなどを検討し、社会教育、学校教育、地域の活性化、観光資源、地域住民の活動の場につながる新たな活用事業を展開します。

第2節 活用の具体的な取組

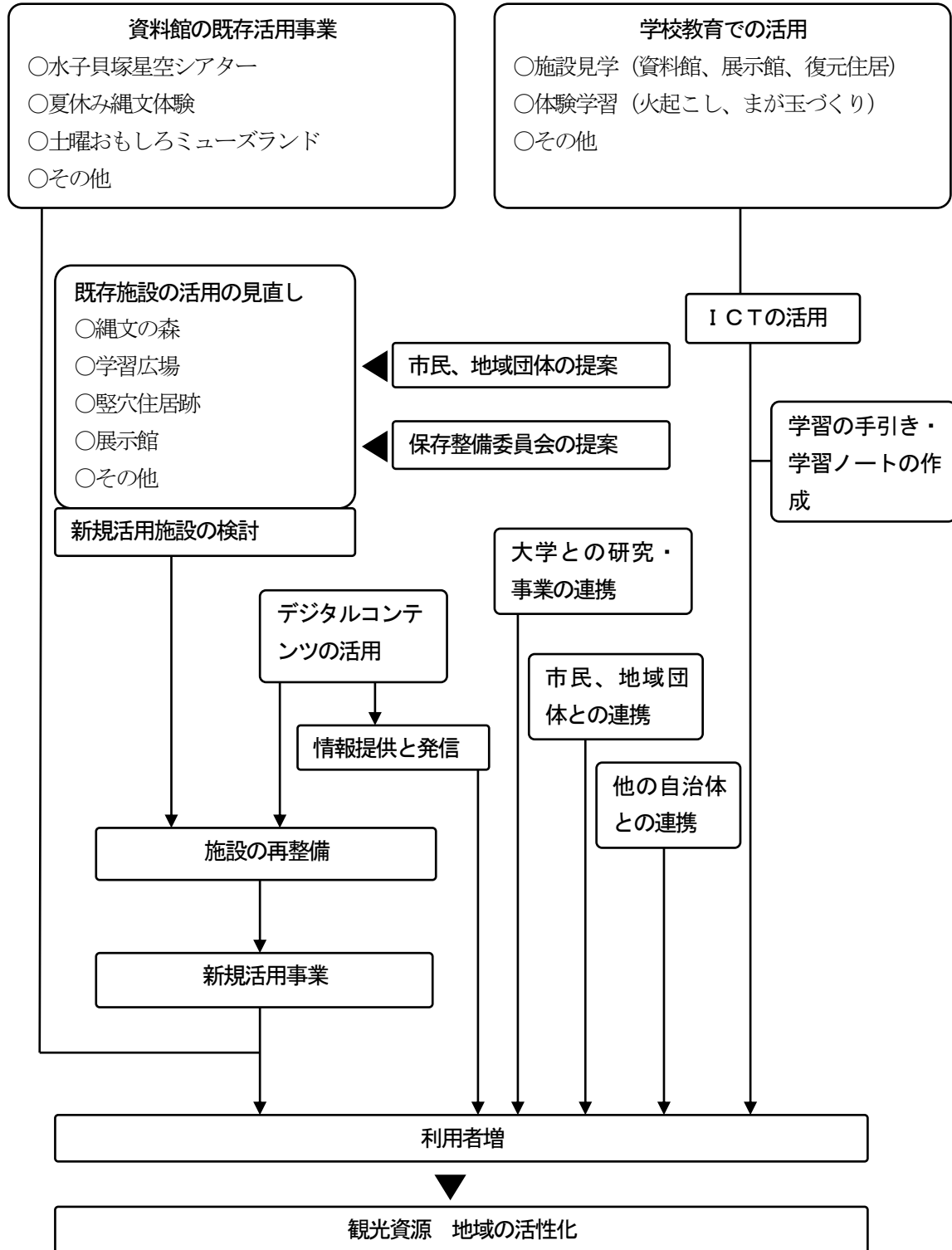
基本方針③「史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用」に沿って、以下のように取り組めます。

- 史跡に親しむ体験型事業を充実します。
- 縄文の森を自然学習や環境学習の場として活用します。
- 児童・生徒・学生の歴史学習をはじめ学校教育での様々な利用増加に努めます。
- 市内だけではなく、市外からの来訪者数を増加するため、魅力を発信していきます。
- 市民が集い活動する拠点となる場を提供します。

主な取組

- ・体験型事業の充実
- ・縄文の森の活用策の検討
- ・学校向け「水子貝塚公園の手引き」の作成や「水子貝塚学習ノート」の改訂
- ・学校へのICTを活用した学習の提供
- ・富士見市HPやSNSを活用した情報発信の充実
- ・デジタルコンテンツを活用した情報提供の検討
- ・国指定史跡の貝塚遺跡を有する自治体との連携の推進
- ・観光資源としての活用の推進

- ・観光拠点として周辺の文化財や湧水などの自然を含んだ活用の推進
- ・大学との連携の推進
- ・地元特産品を活用した事業の検討
- ・市民の活動拠点としての活用の推進
- ・外国人に向けた情報の提供



第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

整備完了から28年が経過した現在、施設として多くの課題を抱えています。こうした課題を解消し、さらに学習と活用の充実を図るための再整備を実施します。

再整備にあたっては、以下の点に留意しながら計画を進めます

- ①史跡を適切に保存する整備をすること
- ②史跡公園を構成する重要な要素である復元住居や貝塚表示には大きな変更は加えないこと
- ③史跡の本質的価値をわかりやすく展示し、誰もが楽しく学べること
- ④縄文時代の植生にもどすこと
- ⑤最新の研究成果を取り入れること
- ⑥体験などの活用の幅が広がること
- ⑦来園者が安全、快適に利用できること

第2節 整備の具体的な取組

基本方針④「史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備」に沿って、以下のように取り組みます。

- 史跡水子貝塚のオリエンテーション、ガイドンス機能を持った展示館の充実をはかります。
- デジタル技術を導入し、縄文時代の暮らしを視覚的にわかりやすく伝えます。
- 利用度の高い学習広場等の施設の充実や、利用度の低い施設のあり方を検討します。
- 利用者にわかりやすいサインを設置していきます。
- 縄文の森のゾーニングを検討し、減少したクリやクルミなどの樹木などを新たに植栽するなど、落葉広葉樹を中心とした樹種へ復元を進めます。
- エゴマやツルマメなどの縄文時代の食用植物を栽培し、学習や事業に活用します。

主な取組

- ・展示館の展示リニューアルの検討
- ・デジタルコンテンツを活用した展示手法の検討
- ・展望台、学習広場などの施設の充実、撤去、改修
- ・復元住居等の展示物へのサインの設置
- ・竪穴住居跡2棟のあり方の検討
- ・既存解説板の改修
- ・縄文の森のゾーニングと復元のための既存樹木の伐採と新規樹木の植栽
- ・エゴマやツルマメなどの縄文時代の食用植物の栽培
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・外国人に向けた展示方法や表記の導入

新規整備

- 縄文時代の食用植物を栽培する畑
エゴマ、ツルマメ、ヤブツルアズキなど
市民と協働による栽培と活用
- 減少樹木の新植
クリ、トチ、クルミ
- デジタルコンテンツによる展示と解説



図 126 ヤブツルアズキの栽培（黒浜貝塚）



図 127 クリ林（黒浜貝塚）



図 128 VRアプリ（下野谷遺跡公園）

一部修繕

- 復元住居
茅屋根の差し茅
- 園路
ヒビ割れ、浮上りの補修
- 貝塚表示
欠損部分の補修

活用促進のための既存施設の改修

- 学習広場
- 竪穴住居跡

縄文の森の整理

- 剪定・伐採等

既存解説板の改修

- 大型解説板の改修
- 壁面解説板の集約



図 129 解説板（下野谷遺跡公園）

展示館の展示のリニューアル

- デジタルコンテンツによる展示
- 展示ケースの改修
- 展示パネルの改修
- 発掘調査成果の反映

雨水流出対策

- 排水側溝や浸透柵の新設などの
有効な工法を検討
- 盛土の流出した部分の原状復帰

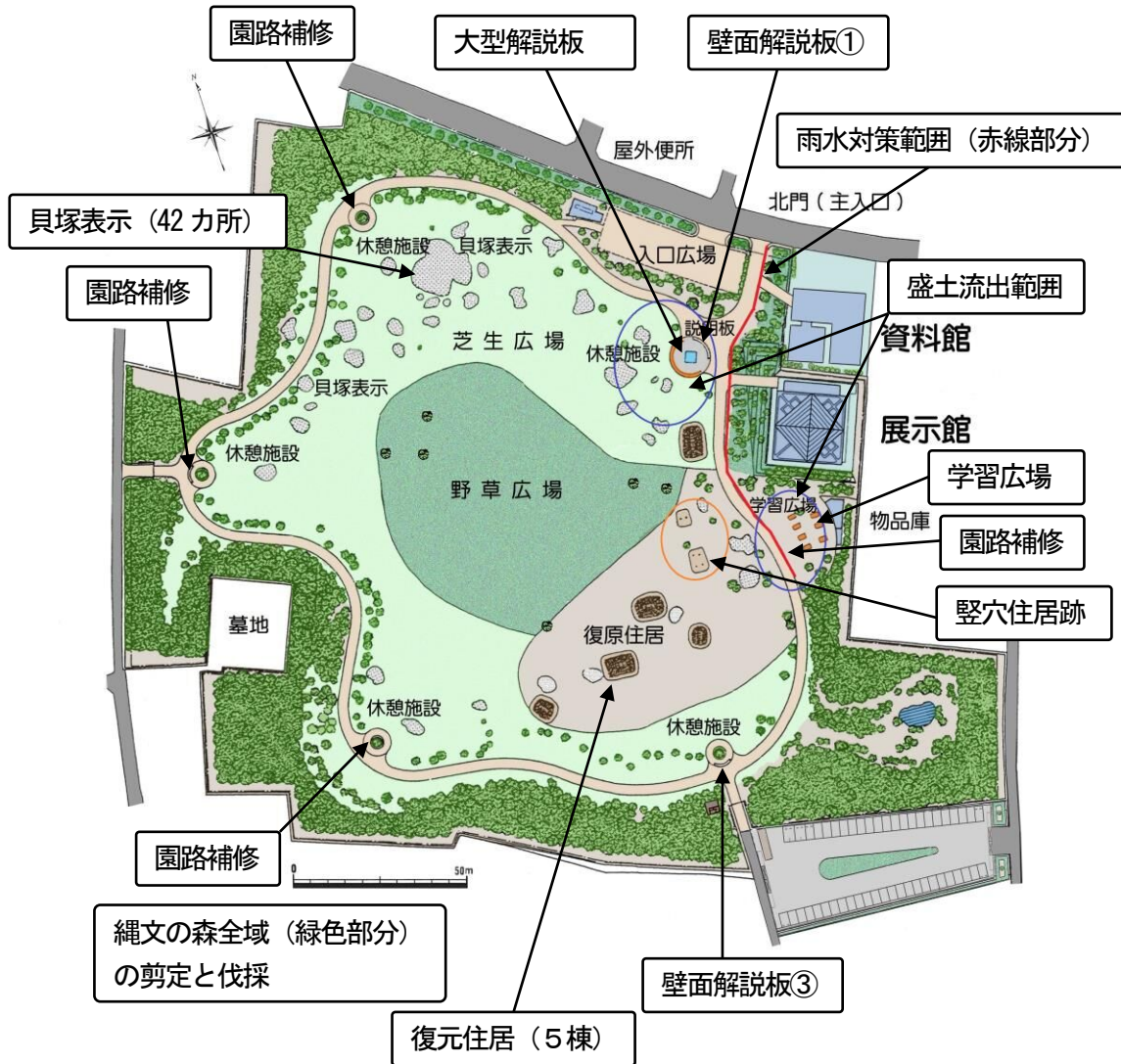


図130 整備対象地

第10章 史跡の運営

第1節 運営の方向性

水子貝塚公園の運営は、開園当初から富士見市の直営とし、水子貝塚資料館が運営を担ってきています。この運営体制は今後も維持することとし、保存活用計画に定めた方針に沿って、計画的に保存、管理、活用、整備を進めていくこととします。

第2節 運営の具体的な取組

基本方針⑤「史跡を管理・活用する持続可能な運営」に沿って、以下のように取り組みます。

- 資料館による管理運営体制を継続します。
- 市民学芸員との協働による運営を進めます。
- 地域住民、地域団体との連携を進めます。
- 史跡の再整備の計画を文化庁と埼玉県の指導・助言のもと進めます。

主な取組

- ・市民学芸員養成講座の開催
- ・市民学芸員登録者の増員
- ・再整備計画の推進
- ・富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会の開催
- ・史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会の開催

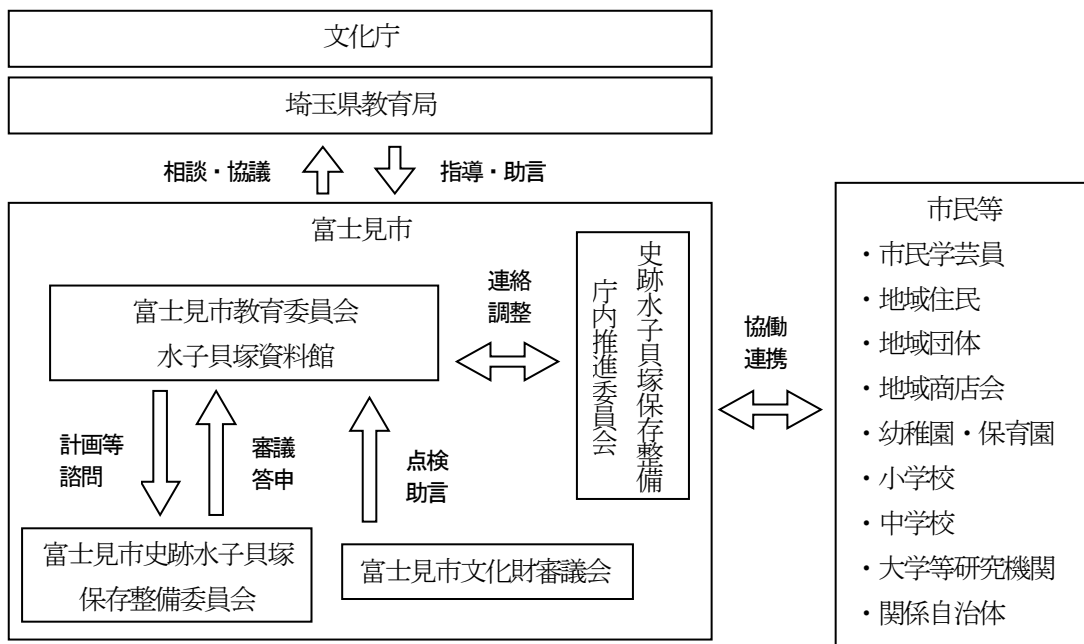


図131 運営体制イメージ

第11章 実施計画

史跡水子貝塚保存活用計画の期間は令和5年度から10年間とします。史跡の保存、管理、活用を継続し、経過観察を行います。

前半の5年間は再整備の準備と施工の期間とします。

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
市の計画		第1期基本計画			第2期基本計画	
第6次基本構想 教育振興基本計画	第2次			第3次		
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存		盛土工法の検討	発掘調査			施工
			樹木の伐採・根検討			施工
			雨水流出抑止工法検討			施工
基本方針② 史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理		樹木の計画的な管理	復元住居修繕計画・管理マニュアル作成			
			樹木調査と台帳の整備			
			市民参加型管理の検討			
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用			体験型事業の充実			
			縄文の森の活用			
				学校向け手引きの作成		
				学習ノートの改訂		
			ICTの活用			
			情報発信の充実			
			他自治体との連携			
			観光資源としての活用			
			周辺の文化財を含む活用			
			大学との連携			
			市民の活動拠点としての活用			
基本方針④ 史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備			展示館の展示とデジタルコンテンツの検討			施工
			改修施設検討			
			サイン・既存解説板検討			
			縄文の森の検討			
			食用植物の栽培			
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		市民学芸員養成講座			市民学芸員養成講座	
			市民学芸員と協働による運営			
保存整備委員会						
保存整備庁内推進委員会						
再整備計画	策定					
保存活用計画						
整備基本計画						
整備基本設計						
整備実施設計						
整備工事						

	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
市の計画		第2期基本計画			第3期基本計画	
第6次基本構想 教育振興基本計画			第4次			第5次
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存			保存経過観察			
基本方針② 史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理		日常的な管理と経過観察	樹木の計画的な管理			
			市民参加型の管理			
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用			体験型事業の充実			
			縄文の森の活用			
			経過観察			
			ICTの活用			
			情報発信の充実			
			他自治体との連携			
			観光資源としての活用			
			周辺の文化財を含む活用			
			大学との連携			
			市民の活動拠点としての活用			
基本方針④ 史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備			経過観察			
			食用植物の栽培と活用			
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		市民学芸員養成講座			市民学芸員養成講座	
保存整備委員会			市民学芸員と協働による運営			
保存整備庁内推進委員会			経過観察			
再整備計画					見直し	
保存活用計画						
整備基本計画						
整備基本設計						
整備実施設計						
整備工事						

第12章 経過観察

史跡の保存、管理、活用は継続的に取り組む必要があります。また、計画期間中における社会情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、PDCAサイクルの考え方のもとで定期的に運営状況を確認し、計画の見直しを行っていきます。

【史跡等の自己点検表】

分類	点検項目	取組状況		
		未実施	実施中	実施済
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画は策定されているか ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・保存活用計画の見直しは実施されているか 			
保存	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・指定時における史跡の本質的価値について十分把握できているか ・調査等により史跡の価値等の再確認はできているか ・史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか ・災害対策は十分されているか ・境界標の設置、現地での範囲の把握はされているか ・保存盛土の流出対策を検討しているか ・遺構に影響を及ぼす樹木を把握し対策を講じているか 			
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な管理はされているか ・復元住居などの展示物の管理は適切か ・樹木の管理は適切か ・除草などは適切に実施されているか ・園路は歩行に支障のある箇所はないか ・トイレや体験用テーブルなどの施設に損傷はないか ・環境保全のため地域住民や関係機関との連携が図られているか ・復元住居等の展示物の修繕計画は作成されているか ・復元住居等の展示物の管理マニュアルは作成されているか ・樹木調査を実施し台帳を整備しているか 			
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・施設・資料の公開が適切に行われているか ・史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか ・市民の文化的活動の場となっているか ・まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか ・地域の活性化としての活用がされているか ・史跡を活用する事業内容は適切か ・体験学習等の事業は計画的に実施されているか ・市民ニーズに則した事業を実施しているか ・学校教育との連携は進んでいるか ・外国人向けの対応はされているか ・パンフレット等は活用されているか ・ガイダンス施設は十分に活用されているか ・縄文の森の活用策は検討しているか 			

分類	点検項目	未実施	実施中	実施済
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校向けの手引きは作成したか ・学習ノートは作成したか ・ICTを活用した学習を提供しているか ・HPやSNSでの情報発信をしているか ・他の自治体の連携をすすめているか ・観光資源として活用がすすんでいるか ・周辺の文化財を含んだ活用はすすんでいるか ・大学との連携や地元特産品を活用した事業は検討しているか 			
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・整備基本計画は策定されているか ・整備基本設計は策定されているか ・保存整備委員会の指導を受けているか ・保存整備庁内推進委員会の連絡・調整は図られているか ・展示館の展示リニューアルを検討しているか ・展示館の解説映像を検討しているか ・施設の改修を検討しているか ・サインの設置を検討しているか ・縄文の森の整備内容を検討しているか ・史跡の表現は学術的根拠に基づいているか ・遺構等に影響のないように整備されているか ・復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか ・活用を意識した整備が行われているか ・多言語に対応した整備が行われているか ・整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか ・ユニバーサルデザインを導入できたか ・整備基本計画に基づいて実施されたか ・整備基本計画の見直しはされているか 			
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・適切な運営が行われているか ・体制については十分であるか ・他部署との連携は十分であるか ・地域との連携は十分であるか ・市民学芸員との協働は十分であるか ・適正な予算確保のための取組をしているか 			

資 料

- 富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例
- 史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会設置要綱
- 富士見市歴史の広場条例・施行規則
- 富士見市立資料館条例・施行規則
- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

○富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例

令和4年3月17日

条例第9号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡水子貝塚の適切な保存及び整備並びに有効な活用について調査審議するため、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 史跡水子貝塚の保存活用計画及び整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他史跡水子貝塚の保存及び整備並びに活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 史跡水子貝塚の保存整備に係る計画の推進を図るため、史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 史跡水子貝塚の保存整備に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他保存整備に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部水子貝塚資料館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育部長
副委員長	教育部 水子貝塚資料館長
委員	政策財務部 政策企画課長
	政策財務部 シティプロモーション課長
	経済環境部 産業経済課長
	都市整備部 都市計画課長
	教育部 教育政策課長
	教育部 生涯学習課長
	教育部 学校教育課長

○富士見市歴史の広場条例

平成6年3月31日
条例第9号

(設置)

第1条 富士見市は、郷土の歴史と文化に関する市民の関心を高め、郷土文化の醸成を図るため、郷土に残る史跡及び建造物等の有形文化財(以下「史跡等」という。)にふれあう場として富士見市歴史の広場(以下「歴史の広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 歴史の広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
水子貝塚公園	富士見市大字水子2003番地1
難波田城公園	富士見市大字下南畑568番地1

(管理)

第3条 歴史の広場は富士見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(施設)

第4条 歴史の広場に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示館
- (2) 竪穴住居、土塁等の復原された歴史的建造物
- (3) 学習広場

(業務)

第5条 歴史の広場は次に掲げる業務を行う。

- (1) 史跡等の保存及び展示に関すること。
- (2) 史跡等についての学習の援助及び普及に関すること。
- (3) その他の歴史の広場の設置目的を達成するために必要な事業。

(入場の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認める場合は、歴史の広場への入場を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第7条 歴史の広場の使用者が施設を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰することができないときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。
(富士見市都市公園条例の一部改正)
- 2 富士見市都市公園条例(昭和49年条例第35号)の一部を次のように改正する。
(次のよう)略

附 則(平成11年12月22日条例第23号)

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

○富士見市歴史の広場条例施行規則

平成6年3月31日 教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市歴史の広場条例(平成6年条例第9号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(休園日及び休館日)

第2条 富士見市歴史の広場(以下「歴史の広場」という。)は、次の各号の一に該当する場合には休園日とする。

- (1) 工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 施設の保全又は公衆の施設の利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) その他管理上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 歴史の広場の展示館の休館日は、次のとおりとする。ただし、富士見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。
- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
 - (2) 休日の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。)
 - (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
(平18教委規則6・平24教委規則2・一部改正)

(開園時間及び閉館時間)

第3条 歴史の広場の開園時間は、次のとおりとする。ただし、展示館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

期 間	開 園 時 間
4月から9月	午前9時から午後6時まで
10月から3月	午前9時から午後5時まで

2 教育委員会は、前項に規定する開園時間及び閉館時間を臨時に変更することができる。

(入場者の遵守事項)

第4条 歴史の広場の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気を使用しないこと。
- (2) 掘削その他遺跡を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 施設、設備等を損傷又は汚損しないこと。
- (4) 広告宣伝、物品販売その他営業行為を行わないこと。
- (5) 車両の進入をしないこと。
- (6) その他係員の管理上の指示に従うこと。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月10日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日教委規則第2号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○富士見市立資料館条例

平成11年12月22日 条例第24号

(設置)

第1条 郷土についての歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）の収集、管理、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、富士見市立資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(資料館の名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
富士見市立水子貝塚資料館	富士見市大字水子2003番地11

(分館の名称及び位置)

第3条 資料館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
富士見市立難波田城資料館	富士見市大字下南畑568番地1

(管理)

第4条 資料館は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第5条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (2) 講演会、講習会その他の教育活動の主催又は援助に関すること。
- (3) 体験学習室、講座室、特別展示室、資料室、古民家（以下「施設」という。）及び資料の利用に関すること。
- (4) その他資料館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用の許可等)

第6条 施設及び資料を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を受けた者が不正な手段で許可を受けたとき、又は管理上必要があるときは、利用の停止若しくは利用条件の変更又は許可の取消しをすることができる。

(損害賠償)

第7条 入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設、設備若しくは資料を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を制限することができる。

- (1) 資料館の施設、設備若しくは資料を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (2) 資料館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があるとき。
- (4) その他教育委員会が入館を不相当と認めるとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。
(富士見市立考古館設置条例の廃止)
- 2 富士見市立考古館設置条例(昭和48年条例第26号)は、廃止する。
(富士見市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正)
- 3 富士見市文化財の保存及び活用に関する条例(昭和53年条例第5号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

○富士見市立資料館条例施行規則

平成12年3月29日 教委規則第2号
改正 平成18年3月28日 教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市立資料館条例(平成11年条例第24号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 富士見市立資料館(以下「資料館」という。)に館長、分館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、富士見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。)
- (2) 月曜日(その日が休日である場合を除く。)
- (3) 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日までの日
(平18教委規則5・一部改正)

(開館時間)

第4条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要によりこれを変更することができる。

(施設の利用)

第5条 条例第6条の規定による体験学習室、講座室、特別展示室及び古民家(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、施設利用申請書(様式第1号、様式第1号の2)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、施設利用許可・不許可決定通知書(様式第2号、様式第2号の2)により当該申請者に通知するものとする。

(資料の館内利用)

第6条 条例第6条の規定による歴史資料、考古資料及び民俗資料(以下「資料」という。)を館内利用しようとする者は、資料館内利用申請書(様式第3号)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、資料館内利用許可・不許可決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(資料の館外利用)

第7条 館長は、他の博物館、資料館、図書館、学校その他適当と認めた者に、資料の館外利用をさせることができる。

- 2 資料を館外利用しようとする者は、資料館外利用申請書(様式第5号)を館長に提出しなければ

らない。

- 3 館長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、資料館外利用許可・不許可 決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(館長への届出)

第8条 条例第7条の規定による施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、速やかに館長に届け出てその指示するところに従わなければならない。

(資料の寄贈及び寄託)

第9条 資料館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈・寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申込書(様式第7号)により館長に申込みするものとする。
- 3 館長は、前項の申込みを承諾したときは、資料受領証(様式第8号)又は資料受託証(様式第9号)を、当該申込者に交付するものとする。
- 4 寄託を受けた資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外利用については、寄託者の承諾を得なければならない。
- 5 館長は、寄託を受けた資料に不可抗力による損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

(分館の運営)

第10条 次に掲げる館長の権限に属する事務のうち分館に関する事務は、分館長にその権限を委ねるものとする。

- (1) 施設利用及び資料の館内利用の許可
- (2) 事務事業の実施のうち定例的又は軽易なもの
- (3) 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等のうち定例的又は軽易なもの
- (4) 日誌等の査閲
- (5) 職員の年次有給休暇の確認並びに生理休暇及び夏季休暇の承認

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○文化財保護法（抜粋）

昭和二十五年法律第二百十四号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下、「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることが

できる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内になければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合には、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保護のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定によ

る指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除い

て、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は

滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二十條で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十一條第二項で準用する第三十六條第二項、第二百二十二條第三項で準用する第三十七條第三項若しくは前條第二項で準用する第四十條第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二條の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五條 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三條第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同條第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一條第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六條 前條第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四條第一項又は第八十四條の二第一項の規定により前條第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七條 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五條第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八條 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五條第七項の規定を、前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。）次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存

活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除去その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十三章 罰則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金もしくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、原状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第三項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施

行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなく、第三十七条第二項の規定による重要文化財的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項におい

て準用する場合を含む。)、第三百三十一条又は第四百十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）、又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財もしくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百十九条第二項（第一百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項nにおいて準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第一百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び百二十条（これらの規定を第一百三十三条において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項（第一百二十条、第一百三十三条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二十九条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条第四項（第一百三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

○文化財保護法施行令（抜粋）

昭和五十年政令第二百六十七号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
 - 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
 - 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
 - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
 - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びそ

の取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十一条（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当

該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うことされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限り。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号フの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限り。）

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限り。）

2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限り。）

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限り。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定

町村の特定区域を対象とする場合に限り。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ニ 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハマまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

- 3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村(法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の認定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務(次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。)」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。
(事務の区分)

第八条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第八号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に

関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所

- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五条第二項（法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとする場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成12年各都道府県・指定都市教育委員会あて文化庁次長通知

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年制令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第5条第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施方法の変更、許可申請書の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合

- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- 2 令5条第4項第1号ロ関係
- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）
- 3 令5条第4項第1号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ④木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となって効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を行う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 4 令5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標注、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令5条第4項第1号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令5条第4項第1号ヘ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の

規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令5条第4項第1号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令5条第4項第1号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生育状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を越えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の高さ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令5条第4項第1号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

史跡水子貝塚保存活用計画

令和5年(2023)3月31日 発行

発行 富士見市教育委員会

編集 富士見市立水子貝塚資料館

〒354-0011 埼玉県富士見市大字水子 2003-1

TEL 049-251-9686 FAX 049-255-5596

印刷 梅田印刷株式会社